



金沢市公報

号外第8号の8

平成18年(2006年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	
規 則		老人等の医療費の助成に関する条例施行規則
金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 (介護保険課)	1	の一部を改正する規則 (保健衛生課) 64
介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則 (")	12	金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (長寿福祉課) 67
金沢市障害者自立支援法施行細則(障害福祉課)	22	金沢市障害児通園施設条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 68
金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付規則の一部を改正する規則 (福祉総務課)	49	金沢市身体障害者福祉法施行細則及び金沢市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (") 68
金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (こども福祉課)	49	金沢市基準該当居宅支援の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則 (") 111

規 則

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第40号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則(平成12年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第8条第4号中「介護保険施設に入所中」を「住所地特例対象施設に入所又は入居中」に改め、同条第5号中「及び法第33条第2項」を「、法第33条第2項」に改め、「要支援認定の更新」の次に「及び法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定」を加え、同条第6号中「第33条第4項」の次に「、第33条の2第2項、第33条の3第2項」を加え、同条第7号中「第27条第6項ただし書」を「第27条第3項ただし書」に改め、「第33条第4項」の次に「、第33条の2第2項、第33条の3第2項」を加え、同条第8号中「第27条第10項及び第12項」を「第27条第7項及び第9項」に改め、「第33条第4項」の次に「及び第33条の2第2項」を加え、同条第9号中「第27条第13項」を「第27条第10項」に改め、「第33条第4項」の次に「及び第33条の2第2項」を加え、同条第10号中「第27条第14項ただし書」を「第27条第11項ただし書」に改め、「第33条第4項」の次に「及び第33条の2第2項」を加え、同条第11号中「第30条第1項」の次に「及び第33条の3第1項」を加え、「要介護状態区分」を「要介護状態区分等」に改め、同条第14号中「又は施設サービス」を「、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス」に改め、同条第15号中「(法第53条第4項において準用する場合を含む。)」を「、第42条の2第6項」に改め、「(法第58条第4項において準用する場合を含む。)」を削り、「変更」の次に「並びに法第53条第1項、第54条の2第1項及び第58条第4項の規定による介護予防サービス計画作成依頼(変更)又は指定介護予防サービスの利用に係る計画作成依頼(変更)」を加え、同条第16号中「第42条第1項」の次に「、第42条の2第1項、第42条の3第1項」を、「第54条第1項」の次に「、第54条の2第1項、第54条の3第1項」を加え、同条第17号中「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に改め、同条第18号中「居宅支援住宅改修費」を「介護予防住宅改修費」に改め、同条第21号及び第22号中「居宅支援サービス費等」を「介護予防サービス費等」に改め、同条第23号中「高額居宅支援サービス費」を「高額介護予防サービス費」に改め、同条第23号の3の次に次の10号を加える。

(23)の4 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第78条の11において準用す

る法第70条の2の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新並びに法第115条の11第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び法第115条の19において準用する法第70条の2の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請書 様式第23号の4

(23)の5 法第78条の5の規定による指定地域密着型サービス事業者及び法第115条の14の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出書 様式第23号の5

(23)の6 法第78条の5の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止、休止又は再開及び法第115条の14の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止、休止又は再開の届出書 様式第23号の6

(23)の7 法第78条の7の規定による指定の辞退の届出書 様式第23号の7

(23)の8 法第115条の20第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定及び法第115条の28において準用する法第70条の2の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請書 様式第23号の8

(23)の9 法第115条の21第3項の規定による指定介護予防支援の委託の届出書 様式第23号の9

(23)の10 法第115条の21第3項の規定による指定介護予防支援の委託の変更の届出書 様式第23号の10

(23)の11 法第115条の23の規定による指定介護予防支援事業者の名称等の変更の届出書 様式第23号の11

(23)の12 法第115条の23の規定による指定介護予防支援の事業の廃止、休止又は再開の届出書 様式第23号の12

(23)の13 法第115条の39第3項の規定による地域包括支援センターの設置の届出書 様式第23号の13

第8条の次に次の2条を加える。

(関係機関への情報提供)

第8条の2 市長は、指定地域密着型介護サービス事業者の指定及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定をしたとき、又は法第78条の5、第115条の14若しくは第78条の7の規定による届出若しくは指定の辞退があったときは、県、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会その他の関係機関に対し、当該指定等に係る事業者又は施設に関する情報のうち、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 当該事業者の事業所又は施設の名称及び所在地
- (2) 当該事業者の事業所又は施設の指定に係る申請者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(公示)

第8条の3 法第78条の10、第115条の18及び第115条の27の規定による公示は、法第78条の10各号、第115条の18各号及び第115条の27各号の措置等に係る事業者又は施設に関する次に掲げる事項（法第115条の27の規定による場合は、第5号に掲げる事項を除く。）について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 当該事業者の事業所又は施設の名称及び所在地
- (3) 当該事業者の事業所又は施設の指定に係る申請者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (4) 指定、事業の廃止若しくは指定の辞退又は指定の取消し若しくは効力の停止の年月日
- (5) サービスの種類
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

様式第1号中 「居 宅 サ ー ビ ス」 を 「居 宅 サ ー ビ ス 等」 に、

「 認 定 審 査 会 意 見 等 」 を 「 認 定 審 査 会 の 意 見 及 び サ ー ビ ス の 種 類 の 指 定 」 に、

「 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 名 ・ 事 業 所 名 」 を

「

居宅介護支援事業者又は 介護予防支援事業者及び その事業所の名称	
--	--

」に改め、

「備考 介護保険施設が被保険者の入退所時に記載する。」を削り、

「

介 護 保 険 施 設

」を「

介 護 保 険 施 設 等

」に、

入 所 年 月 日
退 所 年 月 日

を

「

入所等年月日
退所等年月日

」に改める。

様式第4号中「介護保険施設に入所中の被保険者の特例（住所地特例）適用・変更・終了届」を「住所地特例適用・変更・終了届」に、「介護保険施設に入所中の被保険者の特例（住所地特例）」を「住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例」に、「介護保険施設の」を「住所地特例対象施設の」に改める。

様式第5号中 「要介護（要支援）認定・更新認定
要介護状態区分変更認定」を「要介護（要支援）認定・更新認定
要介護（要支援）状態区分変更認定」に、

「

要支援 ・ 要介護 1 2 3 4 5

」を

「

要支援 1 2 ・ 経過的要介護 ・ 要介護 1 2 3 4 5

」に、

「

該当に （指定居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設）
印

」を

「

該当に （指定居宅介護支援事業者・地域密着型介護老人福祉施設・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・お年寄り地域福祉支援センター）
印

」に

改め、「居宅サービス事業者」の次に「、地域密着型介護サービス事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者」を、「介護保険施設の関係人」の次に「、指定介護予防支援事業者」を加える。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第8条関係）

その1

(表)

第 号
介護保険調査員証
所 属
氏 名
生年月日 年 月 日
上記の者は、介護保険法第27条第2項前段に規定する調査に従事する者であることを証します。
年 月 日
金沢市長 印
有効期限 年 月 日まで

(裏)

介護保険法 (抜粋)
(この欄には、介護保険法第27条の条文を記載すること。)

その2

(表)

第 号
介護保険調査員証
所 属
氏 名
生年月日 年 月 日
上記の者は、介護保険法第28条第5項の規定により、本市の委託を受けて同条第4項において準用する介護保険法第27条第2項前段に規定する調査に従事する者であることを証します。
年 月 日
金沢市長 印
有効期限 年 月 日まで

(裏)

介護保険法 (抜粋)
(この欄には、介護保険法第27条並びに第28条第4項及び第5項の条文を記載すること。)

その3

(表)

第 号
介護保険調査員証
所 属
氏 名
生年月日 年 月 日
上記の者は、介護保険法第24条の2第1項第2号の規定により、本市の委託を受けて介護保険法第27条第2項前段に規定する調査に従事する者であることを証します。
年 月 日
金沢市長 印
有効期限 年 月 日まで

(裏)

介護保険法 (抜粋)
(この欄には、介護保険法第24条第1項及び第2項並びに第27条の条文を記載すること。)

様式第7号中「第27条第6項ただし書」を「第27条第3項ただし書」に改め、「第33条第4項」の次に「第33条の2第2項、第33条の3第2項」を加え、「第27条第13項」を「第27条第10項」に改める。

様式第8号中「第27条第10項及び第12項」を「第27条第7項及び第9項」に改め、「第33条第4項」の次に「及び第33条の2第2項」を加える。

様式第9号中「第27条第13項」を「第27条第10項」に改め、「第33条第4項」の次に「及び第33条の2第2項」を加える。

様式第10号中「第27条第14項ただし書」を「第27条第11項ただし書」に改め、「第33条第4項」の次に「及び第33条の2第2項」を加える。

様式第11号中「要介護状態区分変更認定通知書」を「要介護（要支援）状態区分変更認定通知書」に改め、「第30条第1項」の次に「又は第33条の3第1項」を加え、「要介護状態区分を」を「要介護（要支援）状態区分を」に、

今までの要介護状態区分
これからの要介護状態区分

を

今までの要介護（要支援）状態区分
これからの要介護（要支援）状態区分

に改める。

様式第14号中「要支援 1 2 3 4 5」を

「要支援 1 2 ・ 経過的要介護 ・ 要介護 1 2 3 4 5」に改める。

様式第15号中「居宅サービス計画」を「居宅サービス計画等」に、「居宅介護支援事業者」を「居宅介護（介護予防）支援事業者、（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者」に改める。

様式第16号中

申請するサービス費の種類（該当する番号に を付けてください。）	
1 居宅介護（支援）サービス費	2 特例居宅介護（支援）サービス費
3 居宅介護（支援）サービス計画費	4 特例居宅介護（支援）サービス計画費
5 施設介護サービス費	6 特例施設介護サービス費

を

申請するサービス費の種類（該当する番号に を付けてください。）	
1 居宅介護（介護予防）サービス費	2 特例居宅介護（介護予防）サービス費
3 地域密着型介護（介護予防）サービス費	4 特例地域密着型介護（介護予防）サービス計画費
5 居宅介護（介護予防）サービス計画費	6 特例居宅介護（介護予防）サービス計画費
7 施設介護サービス費	8 特例施設介護サービス費

に改める。

様式第17号中「居宅 介護・支援」を「居宅介護・介護予防」に改める。

様式第18号中「居宅 介護・支援」を「居宅介護・介護予防」に、

着工日	年 月 日
完成日	年 月 日

を

着工 予定日	年 月 日
-----------	-------

に、

改 修 費 用

を

改修費用の見積り

に改める。

様式第23号中「高額介護（居宅支援）サービス費」を「高額介護（介護予防）サービス費」に改める。

様式第23号の3の次に次の10様式を加える。

様式第23号の4 (第8条関係)

指定地域密着型(介護予防)サービス事業者 指定・更新 申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

事業者 所在地
(開設者) 名称
代表者氏名

印

介護保険法に規定する指定地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定・更新を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

申 請 者	フリガナ						
	名 称						
	フリガナ						
	名 称						
者	連 絡 先						
	法人の種別				法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名・ 生年月日	職名		フリガナ 氏 名		生年 月日	
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所 ・ 施 設 の 種 類	代 表 者 の 住 所						
	事業所等の所在地						
	同一所在地において行う事業の種類	指定(更新)申請をする 事業(施設)			既に指定を受けている事業 (施設)の指定年月日		
		事業開始予定年月日 (更新の場合は有効期間満了日)					
	サ ー ビ ス	地域密着型	夜間対応型訪問介護		年 月 日		年 月 日
			認知症対応型通所介護		年 月 日		年 月 日
			小規模多機能型居宅介護		年 月 日		年 月 日
			認知症対応型共同生活介護		年 月 日		年 月 日
			地域密着型特定施設入居者生活介護		年 月 日		年 月 日
			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		年 月 日		年 月 日
予 防 サ ー ビ ス	地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護		年 月 日		年 月 日	
		介護予防小規模多機能型居宅介護		年 月 日		年 月 日	
		介護予防認知症対応型共同生活介護		年 月 日		年 月 日	
介護保険事業所番号					(既に指定を受けている場合)		

備考

- 1 法人の種別の欄には、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。
- 2 法人所轄庁の欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 指定(更新)申請をする事業(施設)の欄には、今回申請をする事業に を付け、事業開始予定年月日(更新の場合は、有効期間満了日)を記載してください。

様式第23号の5 (第8条関係)

指定地域密着型(介護予防)サービス事業者の名称等の変更届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

事業者所在地
(開設者) 名称
代表者氏名 印

指定地域密着型(介護予防)サービス事業者の名称等を変更したので、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

		介護保険事業所番号											
指定内容を変更した事業所(施設)		名 称											
		所 在 地											
		サービスの種類											
変 更 事 項													
変 更 内 容	変 更 前												
	変 更 後												
変 更 年 月 日		年 月 日											

備考

- 1 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 2 変更の日から10日以内に届け出てください。

様式第23号の6 (第8条関係)

指定地域密着型(介護予防)サービス事業の廃止・休止・再開届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

事業者所在地
名 称
代表者氏名 印

指定地域密着型(介護予防)サービスの事業を廃止・休止・再開したので、次のとおり届け出ます。

		介護保険事業所番号											
廃止・休止・再開した事業所		名 称											
		所 在 地											
		サービスの種類											
廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開 の 別		廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開											
廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開 し た 年 月 日		年 月 日											
廃 止 ・ 休 止 し た 理 由													
現に指定障害福祉サービスを受けていた者 に対する措置(廃止・休止した場合のみ)													
休止予定期間(休止する場合のみ)		年 月 日から 年 月 日まで											

備考

- 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合

には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。

2 廃止・休止・再開の日から10日以内に届け出てください。

様式第23号の7 (第8条関係)

地域密着型介護老人福祉施設の指定辞退届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

開設者 所在地
 名 称
 代表者氏名 印

地域密着型介護老人福祉施設の指定を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

	介護保険事業所番号											
指定を辞退する施設	名 称											
	所 在 地											
指 定 を 受 け た 年 月 日		年	月	日								
指 定 を 辞 退 す る 年 月 日		年	月	日								
指 定 を 辞 退 す る 理 由												
現に入所している者に対する措置												

備考 指定を辞退する日の1月前までに届け出てください。

様式第23号の8 (第8条関係)

指定介護予防支援事業者 指定・更新 申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

事業者 所在地
 名 称
 代表者氏名 印

介護保険法に規定する指定介護予防支援事業者の指定・更新を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

申 請 者	フリガナ										
	名 称										
	フリガナ										
	主たる事務所の所在地										
	連 絡 先										
	法 人 の 種 別			法人所轄庁							
代 表 者 の 職 名 ・ 氏 名 ・ 生 年 月 日	職 名	フリガナ		生 年 月 日							
		氏 名									
代 表 者 の 住 所											
事 業 所	フリガナ										
	名 称										
	事 務 所 の 所 在 地										
	連 絡 先										

事業開始予定年月日 (更新の場合は有効期間満了日)	年 月 日
地域包括支援センターの 設置日	年 月 日

備考

- 1 法人の種別の欄には、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。
- 2 法人所轄庁の欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

様式第23号の9 (第8条関係)

指定介護予防支援の委託届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

事業者 所在地
名 称
代表者氏名 印

指定介護予防支援の一部を委託するので、次のとおり届け出ます。

	介護保険事業所番号												
介護予防支援の一部を委託する事業所	名 称												
	所 在 地												
委託しようとする指定介護予防支援の内容													
委託しようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで												

様式第23条の10 (第8条関係)

指定介護予防支援の委託の変更届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

事業者 所在地
名 称
代表者氏名 印

指定介護予防支援の委託内容を変更するので、次のとおり届け出ます。

	介護保険事業所番号												
委託内容を変更した事業所	名 称												
	所 在 地												
変 更 事 項													
変 更 内 容	変 更 前												
	変 更 後												
変 更 年 月 日	年 月 日												

様式第23号の11 (第8条関係)

指定介護予防支援事業者の名称等の変更届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

事業者 所在地
 名 称
 代表者氏名 印

指定介護予防支援事業者の名称等を変更したので、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

		介護保険事業所番号											
指定内容を変更した事業所		名 称											
		所 在 地											
変 更 事 項													
変 更 内 容	変 更 前												
	変 更 後												
変 更 年 月 日		年 月 日											

備考

- 1 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 2 変更の日から10日以内に届け出てください。

様式第23号の12 (第8条関係)

指定介護予防支援事業の廃止・休止・再開届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

事業者 所在地
 名 称
 代表者氏名 印

指定介護予防支援の事業を廃止・休止・再開したので、次のとおり届け出ます。

		介護保険事業所番号											
廃止・休止・再開した事業所		名 称											
		所 在 地											
		サービスの種類											
		廃止・休止・再開の別	廃止 ・ 休止 ・ 再開										
廃止・休止・再開した年月日		年 月 日											
廃止・休止した理由													
現にサービスを受けていた者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)													
休止予定期間 (休止する場合のみ)		年 月 日から 年 月 日まで											

備考

- 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 廃止・休止・再開の日から10日以内に届け出てください。

様式第23号の13 (第8条関係)

地域包括支援センター設置届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

事業者 所在地
 名 称
 代表者氏名

印

地域包括支援センターを設置するので、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

届出者	フリガナ					
	名 称					
	フリガナ					
	主たる事務所の所在地					
	連 絡 先					
	法人の種別		法人所轄庁			
代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ		生年	月日	
		氏 名				
代表者の住所						
地域包括支援センター	主たる事務所	フリガナ				
		名 称				
		所 在 地				
	事務所	フリガナ				
		名 称				
		所 在 地				
	事務所	フリガナ				
		名 称				
		所 在 地				
地域包括支援センターの設置予定日		年 月 日				
営業日及び営業時間						
担当する区域						

備考

- 1 法人の種別の欄には、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。
- 2 法人所轄庁の欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

「これからの保険料徴収方法等

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

様式第29号(表)中

を

あなたの保険料区分

保 険 料 区 分	
保険料率(年間保険料額)	

「あなたの保険料区分

保 険 料 区 分	
保 険 料 (年 間 保 険 料)	

これからの保険料徴収方法等 に改める。

保 険 料 徴 収 方 法	
特 別 徴 収 義 務 者	
特 別 徴 収 対 象 年 金	

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正後の書式による用紙に相当する用紙を使用してした申請その他の行為は、この規則による改正前の書式による用紙を使用してしたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第41号

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の登録等に関する規則(平成11年規則第79号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則

第1条中「又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援(以下「基準該当居宅介護支援」を「法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援(以下「基準該当居宅介護支援」という。)及び法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス(以下「基準該当介護予防サービス」に改める。

第2条の見出し中「特例居宅介護サービス費等」を「特例居宅介護サービス費」に改め、同条第1項中「又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者」を削り、「居宅要介護被保険者等」を「居宅要介護被保険者」に、「第7条第5項」を「第8条第1項」に改め、「又は法第54条第1項第2号に係る特例居宅支援サービス費」を削り、「特例居宅介護サービス費等」を「特例居宅介護サービス費」に改め、同条第2項中「特例居宅介護サービス費等」を「特例居宅介護サービス費」に改め、「又は第53条第2項各号」及び「又は第84条第1号イからハまで」を削り、「特例居宅介護サービス費等基準額」を「特例居宅介護サービス費基準額」に改め、同条第3項中「居宅要介護被保険者等」を「居宅要介護被保険者」に、「特例居宅介護サービス費等」を「特例居宅介護サービス費」に改め、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 当該居宅要介護被保険者が法第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市長に届け出ている場合であって、当該基準該当居宅サービスが指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第74条第1項の規定により作成された居宅サービス計画の対象となっているとき。

第2条第4項中「居宅要介護被保険者等」を「居宅要介護被保険者」に、「特例居宅介護サービス費等」を「特例居宅介護サービス費」に改め、同条第5項中「居宅要介護被保険者等」を「居宅要介護被保険者」に改め、同条第6項中「居宅要介護被保険者等」を「居宅要介護被保険者」に、「特例居宅介護サービス費等基準額」を「特例居宅介護サービス費基準額」に改め、同条第7項中「特例居宅介護サービス費等」を「特例居宅介護サービス費」に改め、「又は法第53条第2項各号」を削り、同条第9項中「居宅要介護被保険者等」を「居宅要介護被保険者」に、「特例居宅介護サービス費等の」を「特例居宅介護サービス費の」に、「特例居宅介護サービス費等基準額」を「特例居宅介

「居宅要介護サービス費基準額」に改め、同条第10項中「又は第60条」を削り、「居宅要介護被保険者等」を「居宅要介護被保険者」に改め、同条第11項中「居宅要介護被保険者等」を「居宅要介護被保険者」に改める。

第3条の見出し中「特例居宅介護サービス計画費等」を「特例居宅介護サービス計画費」に改め、同条第1項中「居宅要介護被保険者等」を「居宅要介護被保険者」に、「第7条第18項」を「第8条第21項」に改め、「又は法第59条第1項第1号に係る特例居宅支援サービス計画費」を削り、「特例居宅介護サービス計画費等」を「特例居宅介護サービス計画費」に改め、同条第2項中「特例居宅介護サービス計画費等」を「特例居宅介護サービス計画費」に改め、「又は第58条第2項」を削り、同条第3項中「居宅要介護被保険者等」を「居宅要介護被保険者」に、「特例居宅介護サービス計画費等」を「特例居宅介護サービス計画費」に改め、同条第4項中「居宅要介護被保険者等」を「居宅要介護被保険者」に、「特例居宅介護サービス計画費等」を「特例居宅介護サービス計画費」に改め、同条第5項及び第6項中「居宅要介護被保険者等」を「居宅要介護被保険者」に改め、同条第7項中「特例居宅介護サービス計画費等」を「特例居宅介護サービス計画費」に改め、「又は第58条第2項」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給)

第3条の2 市長は、法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、基準該当介護予防サービスの事業を行う者として本市の登録を受けた者（以下「基準該当介護予防サービス事業者」という。）により行われる基準該当介護予防サービス（当該登録に係る介護予防サービス（法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う事業所により行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき（次の各号のいずれかに該当するときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、法第54条第1項第2号に係る特例介護予防サービス費（以下「特例介護予防サービス費」という。）を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、法第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

- (1) 当該居宅要支援被保険者が法第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市長に届け出ている場合であって、当該基準該当介護予防サービスが当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。
 - (2) 当該居宅要支援被保険者が法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市長に届け出ている場合であって、当該基準該当介護予防サービスが当該基準該当介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。
 - (3) 当該居宅要支援被保険者が法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市長に届け出ている場合であって、当該基準該当介護予防サービスが指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第66条第2号の規定により作成された指定介護予防サービスの利用に係る計画の対象となっているとき。
 - (4) 当該居宅要支援被保険者が当該基準該当介護予防サービスを含む基準該当介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ市長に届け出ているときであって、市長が当該計画を適当と認めたとき。
- 2 特例介護予防サービス費の額は、当該基準該当介護予防サービスについて法第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当介護予防サービスに要した費用（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防サービス基準省令」という。）第112条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護に要した費用については、介護保険法施行規則第84条第1号イから八までに該当する費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当介護予防サービスに要した費用の額とする。第6項及び第9項において「特例介護予防サービス費基準額」という。）の100分の90に相当する額とする。
- 3 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し特例介護予防サービス費の支給があったものとみなす。
- 4 基準該当介護予防サービス事業者は、基準該当介護予防サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。
- 5 前項の領収証においては、基準該当介護予防サービスについて居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例介護予防サービス費基準額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 6 基準該当介護予防サービス事業者は、特例介護予防サービス費の支払に関して、法第53条第2項各号の厚生労働

大臣が定める基準及び介護予防サービス基準省令に規定する基準該当介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（基準該当介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査を受けるものとする。

- 7 市長は、基準該当介護予防サービス事業者からの請求に対する審査及び支払に関する事務を連合会に委託するものとする。
- 8 基準該当介護予防サービス事業者は、その提供した基準該当介護予防サービスについて、第3項の規定により、当該基準該当介護予防サービスの利用者である居宅要支援被保険者に代わって特例介護予防サービス費の支払を受ける場合は、当該基準該当介護予防サービスを提供した際に、当該居宅要支援被保険者から利用料の一部として、特例介護予防サービス費基準額から当該基準該当介護予防サービス事業者を支払われる特例介護予防サービス費の額を控除して得られる額の支払を受けるものとする。
- 9 市長が法第60条の規定により基準該当介護予防サービスに必要な費用を負担することが困難であると認められた居宅要支援被保険者については、第2項中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。
- 10 法第69条第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた居宅要支援被保険者については、第2項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

第4条の見出し中「又は基準該当居宅介護支援」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項本文の登録をしてはならない。
 - (1) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、居宅サービス基準省令（基準該当居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）で定める基準及び員数を満たしていないとき。
 - (2) 申請者が、居宅サービス基準省令（基準該当居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）に従って適正な基準該当居宅サービスの事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - (3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (4) 申請者が、法又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (5) 申請者が、第12条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
 - (6) 申請者が、第12条の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第10条の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - (7) 申請者が、登録の申請前5年以内に基準該当居宅サービス、基準該当居宅介護支援又は基準該当介護予防サービス（以下「基準該当居宅サービス等」という。）に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - (8) 申請者の管理者が、第3号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

第4条の次に次の1条を加える。

（登録の更新）

第4条の2 第2条第1項本文の登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条の規定は、第1項の登録の更新について準用する。

第5条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条中「前条第1項」を「第4条第1項」に、「第7条第6項」を「第8条第2項」に改め、同条第2号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 第4条第2項各号（前条第4項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下「誓

約書」という。)

第5条に次の2項を加える。

2 前条の規定に基づき訪問介護に係る基準該当居宅サービス事業者の登録の更新を受けようとする者は、登録更新申請書(様式第2号の2)及び前項各号に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、当該申請に係る事業者が既に市長に提出している第1項第1号から第6号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第6条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条中「第7条第7項」を「第8条第3項」に改め、同条第2号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 誓約書

第5条に次の1項を加える。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

第7条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条中「第7条第11項」を「第8条第7項」に改め、同条第2号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 誓約書

第5条に次の1項を加える。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

第7条の2の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条中「第7条第13項」を「第8条第9項」に改め、同条第2号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第8号中「第140条の8」を「第140条の32」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 誓約書

第7条の2に次の1項を加える。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

第8条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条中「第7条第17項」を「第8条第12項」に改め、同条第2号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第3号中「第7条第17項」を「第8条第12項」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 誓約書

第8条に次の1項を加える。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

第8条の次に次の2条を加える。

(基準該当居宅介護支援の事業を行う者の登録)

第8条の2 第3条第1項の登録は、基準該当居宅介護支援の事業を行う者の申請により、基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所(以下「基準該当居宅介護支援事業所」という。)ごとに行う。

2 市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項本文の登録をしてはならない。

(1) 当該申請に係る事業所の介護支援専門員(法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)の知識及び技能並びに人員が、居宅介護支援基準省令(基準該当居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。)で定める基準及び員数を満たしていないとき。

(2) 申請者が、居宅介護支援基準省令(基準該当居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。)に従って適正な基準該当居宅介護支援の事業の運営をすることができないと認められるとき。

(3) 申請者が、法又は令第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(4) 申請者が、第13条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(5) 申請者が、第13条の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第11条の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもので

あるとき。

- (6) 申請者が、登録の申請前5年以内に基準該当居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(準用)

第8条の3 第4条の2の規定は、第3条第1項の指定について準用する。

第9条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条中「第4条第2項」を「第8条の2第1項」に改め、同条第2号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

- (10) 誓約書

第9条に次の1項を加える。

- 2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

第9条の次に次の7条を加える。

(基準該当介護予防サービスの事業を行う者の登録)

第9条の2 第3条の2第1項本文の登録は、基準該当介護予防サービスの事業を行う者の申請により、基準該当介護予防サービスの種類及び当該基準該当介護予防サービスの種類に係る基準該当介護予防サービスの事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防サービス事業所」という。）ごとに行う。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の2第1項本文の登録をしてはならない。

- (1) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、介護予防サービス基準省令（基準該当介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）で定める基準及び員数を満たしていないとき。
- (2) 申請者が、介護予防サービス基準省令（基準該当介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）に従って適正な基準該当介護予防サービスの事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、法及び令第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、第13条の4の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (6) 申請者が、第13条の4の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第13条の2の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (7) 申請者が、登録の申請前5年以内に基準該当居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (8) 申請者の管理者が、第3号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

(準用)

第9条の3 第4条の2の規定は、第3条の2第1項本文の指定について準用する。

(介護予防訪問介護に係る登録の申請等)

第9条の4 第9条の2第1項の規定により介護予防訪問介護（法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）に係る第3条の2第1項本文の登録を受けようとする者は、登録申請書（様式第2号）及び次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の平面図
- (2) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (3) 運営規程
- (4) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (5) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (6) 当該申請に係る事業に係る資産の状況

- (7) 誓約書
- (8) その他市長が登録に関し必要があると認める事項

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

(介護予防訪問介護に係る登録の申請等)

第9条の4 第9条の2第1項の規定により介護予防訪問介護（法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）に係る第3条の2第1項本文の登録を受けようとする者は、登録申請書（様式第2号）及び次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の平面図
- (2) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (3) 運営規程
- (4) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (5) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- (6) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (7) 誓約書
- (8) その他市長が登録に関し必要があると認める事項

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

(介護予防訪問入浴介護に係る登録の申請等)

第9条の5 第9条の2第1項の規定により介護予防訪問入浴介護（法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）に係る第3条の2第1項本文の登録を受けようとする者は、登録申請書（様式第2号）及び次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要
- (2) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (3) 運営規程
- (4) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (5) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- (6) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (7) 介護予防サービス基準省令第61条において準用する介護予防サービス基準省令第51条の協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約の内容
- (8) 誓約書
- (9) その他市長が登録に関し必要があると認める事項

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

(介護予防通所介護に係る登録の申請等)

第9条の6 第9条の2第1項の規定により介護予防通所介護（法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。以下同じ。）に係る第3条の2第1項本文の登録を受けようとする者は、登録申請書（様式第2号）及び次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図及び設備の概要
- (2) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (3) 運営規程
- (4) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (5) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- (6) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (7) 誓約書
- (8) その他市長が登録に関し必要があると認める事項

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

(介護予防短期入所生活介護に係る登録の申請等)

第9条の7 第9条の2第1項の規定により介護予防短期入所生活介護（法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）に係る第3条の2第1項本文の登録を受けようとする者は、登録申請書（様

式第2号)及び次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 建物の構造概要及び平面図(併設本体施設(居宅サービス基準省令第132条第4項に規定する併設本体施設をいう。)の平面図を含む。)並びに設備の概要
- (2) 当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数
- (3) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (4) 運営規程
- (5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (6) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (7) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (8) 介護予防サービス基準省令第185条において準用する介護予防サービス基準省令第137条の協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約の内容
- (9) 誓約書
- (10) その他市長が登録に関し必要があると認める事項

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

(介護予防福祉用具貸与に係る登録の申請等)

第9条の8 第9条の2第1項の規定により介護予防福祉用具貸与(法第8条第12項に規定する介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)に係る第3条の第1項本文の登録を受けようとする者は、登録申請書(様式第2号)及び次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の平面図及び設備の概要
- (2) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (3) 法第8条の2第12項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法(介護予防サービス基準省令第280条において準用する介護予防サービス基準省令第273条第3項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容)
- (4) 運営規程
- (5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (6) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (7) 当該申請に係る資産の状況
- (8) 誓約書
- (9) その他市長が登録に関し必要があると認める事項

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

第10条第1項第1号中「第5条第1号」を「第5条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同項第3号中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同項第4号中「第7条の2第1号」を「第7条の2第1項第1号」に改め、同項第5号中「第8条第1号」を「第8条第1項第1号」に改める。

第11条第1項中「第9条第1号」を「第9条第1項第1号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(基準該当介護予防サービス事業者に係る事業所の名称等の変更の届出等)

第11条の2 基準該当介護予防サービス事業者は、登録申請書の記載事項に変更があつたとき、又は次の各号に掲げる基準該当介護予防サービス事業者が行う介護予防サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について、登録事項変更届出書(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 介護予防訪問介護 第9条の4第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 介護予防入浴介護 第9条の5第1項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項
- (3) 介護予防通所介護 第9条の6第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (4) 介護予防短期入所生活介護 第9条の7第1項第1号、第3号、第4号及び第8号に掲げる事項
- (5) 介護予防福祉用具貸与 第9条の8第1項第1号から第4号までに掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第3号に掲げる介護予防通所介護又は同項第4号に掲げる介護予防短期入所生活介護の利用者の定員の増加に伴うものは、当該介護予防通所介護又は介護予防短期入所生活介護に係る従業者の勤務の

体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

3 基準該当介護予防サービス事業者は、当該基準該当介護予防サービスの事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、事業廃止・休止・再開届出書(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

第12条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

- (1) 基準該当居宅サービス事業者が、第4条第2項第3号、第4号又は第8号のいずれかに該当するに至ったとき、第12条に次の3号を加える。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、基準該当介護サービス事業者が、法若しくは令第35条の4各号に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、基準該当居宅介護支援事業者が、基準該当居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (8) その管理者が、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に基準該当居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第13条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

- (1) 基準該当居宅介護支援事業者が、第8条の2第2項第3号に該当するに至ったとき、第13条に次の2号を加える。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、基準該当居宅介護支援事業者が、法若しくは令第35条の4各号に掲げる法律又は又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、基準該当居宅介護支援事業者が、基準該当居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

第13条の次に次の1条を加える。

(基準該当介護予防サービス事業者の登録の取消し等)

第13条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該基準該当介護予防サービス事業者に係る第3条の2第1項本文の登録を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 基準該当介護予防サービス事業者が、第4条第3号又は第4号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 基準該当介護予防サービス事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、介護予防サービス基準省令に規定する基準該当介護予防サービス事業者が満たすべき基準又は介護予防サービス基準省令に規定する基準該当介護予防サービス事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。
- (3) 基準該当介護予防サービス事業者が、介護予防サービス基準省令に規定する基準該当介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- (4) 特例介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。
- (5) 基準該当介護予防サービス事業者が、不正の手段により第3条の2第1項本文の登録を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、基準該当介護予防サービス事業者が、法若しくは令第35条の4各号に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、基準該当居宅介護支援事業者が、基準該当居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (8) その管理者が、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に基準該当居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第14条中「及び基準該当居宅介護支援事業所の情報(第11条)」を「、基準該当居宅介護支援事業所の情報(第11条に規定する変更の届出等に係る情報を含む。)」及び基準該当介護予防サービス事業所の情報(第11条の2)に改める。

第15条第1号中「又は第3条第1項」を「、第3条第1項又は第3条の2第1項本文」に改め、同条第2号中「又は第11条第2項」を「、第11条第2項又は第13条の2第3項」に改め、同条第3号中「又は第13条第1項」を「、第13条第1項」に改め、「第3条第1項」の次に「の登録又は第13条の2の規定による第3条の2第1項本文」を加える。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 (第5条 第8条、第9条、第9条の4 - 第9条の8関係)

受付番号	
------	--

基準該当居宅サービス事業所等
登録申請書
基準該当居宅介護支援事業所

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所
(所在地)
氏 名 印
(名称及び代表者氏名)

基準該当居宅サービス事業所等 (基準該当居宅介護支援事業所) として登録を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申 請 者	フリガナ						
	名 称						
	フリガナ						
	主たる事務所の所在地						
登 録 を 受 け よ う と す る 事 業 所	連 絡 先						
	法人である場合その種別				法人所轄庁		
	代表者の職・氏名・ 生年月日	職名		フリガナ 氏 名	生年 月日		
	代 表 者 の 住 所						
登 録 を 受 け よ う と す る 事 業 所	事業所等の所在地						
	同一所在地において行う 事業等の種類	実施事業	事業開始予定年月日		既に登録を受けている事業 の指定年月日		
	訪 問 介 護						
	訪 問 入 浴 介 護						
	通 所 介 護						
	短 期 入 所 生 活 介 護						
	福 祉 用 具 貸 与						
	居 宅 介 護 支 援						
	介 護 予 防 訪 問 介 護						
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護						
	介 護 予 防 通 所 介 護						
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護						
介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与							
基 準 該 当 事 業 所 番 号				(既に登録を受けている場合)			
登 録 を 受 け て い る 市 町 村 名							
介 護 保 険 事 業 所 番 号				(既に指定又は許可を受けている場合)			
既 に 指 定 等 を 受 け て い る 事 業							
医 療 機 関 コ ー ド 等							

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2 (第5条関係)

受付番号	
------	--

基準該当居宅サービス事業所等
登録更新申請書
基準該当居宅介護支援事業所

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所
(所在地)
氏 名 印
(名称及び代表者氏名)

基準該当居宅サービス事業所等(基準該当居宅介護支援事業所)として登録の更新を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申 請 者	フリガナ						
	名 称						
	フリガナ						
	主たる事務所の所在地						
者	連 絡 先						
	法人である場合その種別			法人所轄庁			
	代表者の職・氏名・ 生年月日	職名	フリガナ		生年 月日		
			氏 名				
	代 表 者 の 住 所						
登 録 の 更 新 を 受 け よ う と す る 事 業 所	事業所等の所在地						
	同一所在地において行う 事業等の種類	実施事業	事業開始予定年月日		既に登録を受けている事業 の指定年月日		
	訪 問 介 護						
	訪 問 入 浴 介 護						
	通 所 介 護						
	短 期 入 所 生 活 介 護						
	福 祉 用 具 貸 与						
	居 宅 介 護 支 援						
	介 護 予 防 訪 問 介 護						
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護						
	介 護 予 防 通 所 介 護						
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護						
介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与							
	基 準 該 当 事 業 所 番 号						
	登録を受けている市町村名						
	介護保険事業所番号						
	既に指定等を受けている事業	(既に指定又は許可を受けている場合)					
	医療機関コード等						

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第10条 第11条の2関係)

基準該当居宅サービス事業所等
登録事項変更届出書
基準該当居宅介護支援事業所

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所
(所在地)
氏 名 印
(名称及び代表者氏名)

次のとおり登録した内容を変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

		基準該当事業所番号							
変 更 事 項									
変 更 内 容	変 更 前								
	変 更 後								
変 更 年 月 日		年 月 日							

備考 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第4号中「、第11条」を「第11条の2」に、
「基準該当居宅サービス事業所登録事項変更届出書」を「基準該当居宅サービス事業所登録事項変更届出書」に改
「基準該当居宅介護支援事業所」を「基準該当居宅介護支援事業所」に改
める。

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の登録等に関する規則第2条第1項本文又は第3条第1項の登録を受けている基準該当居宅サービス事業者又は基準該当居宅支援事業者（以下「基準該当居宅サービス事業者等」という。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後の介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則（以下「新規則」という。）第2条第1項本文又は第3条第1項の登録を受けたものとみなす。ただし、当該基準該当居宅サービス事業者等が施行日の前日までに、市長が別に定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。
- 基準該当居宅サービス事業者等は、市長が別に定める手続により新規則第3条の2第1項に規定する基準該当介護予防サービス事業者の登録を受けることができる。

金沢市障害者自立支援法施行細則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第42号

金沢市障害者自立支援法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）及び金沢市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年条例第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

(介護給付費等支給申請書)

第3条 法第20条第1項の規定による申請は、介護給付費等支給申請書(様式第1号)によるものとする。

(障害程度区分認定調査員証)

第4条 法第20条第2項の規定による調査に従事する者の証の様式は、様式第2号のとおりとする。

(金沢市障害程度区分認定審査会の合議体の数等)

第5条 金沢市障害程度区分認定審査会(以下「審査会」という。)の合議体(令第8条第1項に規定する合議体という。以下同じ。)の数は、6とする。

2 一の合議体を構成する委員の定数は、5人とする。

(合議体の会議)

第6条 合議体の会議は、審査会の会長(以下「審査会長」という。)が招集する。

(合議体の長)

第7条 合議体の長は、合議体の事務を総理し、合議体を代表する。

2 合議体の長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(審査会長への委任)

第8条 前3条に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会長が定める。

(障害福祉サービス受給者証)

第9条 法第22条第5項の障害福祉サービス受給者証の様式は、様式第3号のとおりとする。

(支給決定変更申請書)

第10条 法第24条第1項の規定による申請は、支給決定変更申請書(様式第4号)によるものとする。

(介護給付費等支給申請内容変更届)

第11条 令第15条の規定による届出は、介護給付費等支給申請内容変更届(様式第5号)によるものとする。

(受給者証再交付申請書)

第12条 令第16条の規定による申請は、受給者証再交付申請書(様式第6号)によるものとする。

(特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給)

第13条 省令第31条第1項の申請書の様式は、特例介護給付費・特例訓練等給付費支給申請書(様式第7号)のとおりとする。

2 法第30条第1項第1号の規定により支給する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第169号)により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)の100分の90に相当する額とする。

(介護給付費等の額の特例)

第14条 市長が法第31条の規定により障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける介護給付費若しくは訓練等給付費又は特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費(法第30条第1項第1号に係る部分に限る。)の支給について法第29条第3項及び第30条第2項を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を越え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

(高額障害福祉サービス費支給申請書)

第15条 省令第34条第1項の申請書の様式は、高額障害福祉サービス費支給申請書(様式第8号)のとおりとする。

(指定障害福祉サービス事業所の指定の申請等)

第16条 法第36条第1項の規定による申請は、指定障害福祉サービス事業所指定申請書(様式第9号)によるものとする。

2 法第36条第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(指定障害福祉サービス事業者の指定の変更等の届出)

第17条 法第46条第1項の規定による届出は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第56号)第8条第1項各号に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書(様式第10号)に、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては事業廃止・休止・

再開届出書(様式第11号)によるものとする。

(関係機関への情報提供)

第18条 市長は、法第36条第1項の規定による指定をしたとき、法第46条第1項の規定による届出があったとき、又は法第50条第1項の規定による指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止をしたときは、県、他の市町村その他の関係機関に対し、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 当該事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 当該指定等に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 当該指定等に係る指定障害福祉サービスの種類及び主たる対象とする障害の種類
- (6) 運営規程
- (7) 事業所番号

2 市長は、前項に規定するもののほか、法第46条第1項の規定による事業の廃止の届出があったとき、又は法第50条第1項の規定による指定の取消しをしたときは、指定等に係る事務を行う他の都道府県、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)又は中核市(地方自治法第252条の22第1項に規定する中核市をいう。)に対し、当該事業者の代表者及びその役員等(法第36条第3項第6号に規定する役員等をいう。)の氏名、生年月日及び住所を通知することができる。

3 市長は、第1項の規定による情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

(指定障害福祉サービス事業者の指定等の公示)

第19条 法第51条の規定による公示は、同条各号の措置等に係る事業者に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業所番号
- (2) 当該事業者の事業所の名称及び所在地
- (3) 当該事業者の指定に係る申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (4) 指定、事業の廃止又は指定の取消しの年月日
- (5) 指定障害福祉サービスの種類

(自立支援医療費支給認定等申請書)

第20条 法第53条第1項及び第56条第1項の規定による申請は、自立支援医療費支給認定(新規・再認定・変更)申請書(様式第12号)によるものとする。

(自立支援医療受給者証)

第21条 法第54条第3項の自立支援医療受給者証の様式は、様式第13号のとおりとする。

(自立支援医療受給者証等記載事項変更届)

第22条 令第32条第1項の規定による届出は、自立支援医療受給者証等記載事項変更届(様式第14号)によるものとする。

(医療受給者証再交付申請書)

第23条 令第33条第1項の規定による申請は、医療受給者証再交付申請書(様式第15号)によるものとする。

(指定自立支援医療機関指定申請書)

第24条 法第59条第1項の規定による申請は、指定自立支援医療機関指定申請書(様式第16号)によるものとする。

(指定自立支援医療機関変更届出書)

第25条 法第64条の規定による届出は、指定自立支援医療機関変更届出書(様式第17号)によるものとする。

(業務休止・廃止・再開届)

第26条 省令第63条第1号の規定による届出は、業務休止・廃止・再開届(様式第18号)によるものとする。

(指定辞退届)

第27条 法第65条の規定による届出は、指定辞退届出書(様式第19号)によるものとする。

(医療機関の指定等の公示)

第28条 法第69条の規定による公示は、同条各号の措置等に係る医療機関に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 当該医療機関が病院又は診療所であるとき。
 - ア 名称及び所在地
 - イ 担当すべき自立支援医療の種類
 - ウ 指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日
- (2) 当該医療機関が薬局であるとき。
 - ア 名称及び所在地
 - イ 指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日
- (3) 当該医療機関が指定訪問看護事業者等（省令第57条第3項に規定する指定訪問看護事業者等をいう。）であるとき。
 - ア 名称及び主たる事務所の所在地
 - イ 当該措置等に係る訪問看護ステーション等（省令第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等をいう。）の名称及び所在地
 - ウ 指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日
(障害福祉サービス事業等開始届等)

第29条 法第79条第2項の規定による事業の開始の届出は、障害福祉サービス事業等開始届（様式第20号）によるものとする。

2 法第79条第3項の規定による事業の変更の届出は、障害福祉サービス事業等変更届（様式第21号）によるものとする。

3 法第79条第4項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、障害福祉サービス事業等廃止（休止）届（様式第22号）によるものとする。

(雑則)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

介護給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

障害者自立支援法に規定する介護給付費(訓練等給付費)の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	印		
	居住地			
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	支給申請に係る 障害児氏名		続柄	
身体障害者手帳	級	療育手帳	A・B	精神障害者保健福祉手帳
				級

申請するサービスの種類等	サービス利用の状況	居宅サービス	利用中のサービスの種類と内容等			
		施設サービス	利用中の施設名等			
		介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援()・要介護 1 2 3 4 5
	介護給付費・訓練等給付費	申請する支援の種類・内容				
		種類	居宅介護	行動援護	児童デイサービス	短期入所
			外出介護	障害者デイサービス	共同生活援助	
		内容				
	施設訓練等支援費	種類	身体障害者更生施設 (入所・通所)	身体障害者療護施設 (入所・通所)	身体障害者授産施設 (入所・通所)	
			知的障害者更生施設 (入所・通所)	知的障害者授産施設 (入所・通所)	知的障害者通勤寮	
		内容	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する福祉施設			

備考 該当する の中にレ印を付けてください。

(裏面に続く。)

申請する減免の種類	<p>月額負担上限額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (該当するものに を付ける。いずれにも該当しない場合は空欄とすること。)</p> <p>1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの</p>	
	<p>個別減免に関する認定 下記のいずれにも該当するため、個別減免を申請します。</p> <p>1 グループホーム入居者、施設入所者(注) (20歳以上) 2 一定の資産を有していないこと。 ア 預貯金等の額が350万円以下であること。 イ 不動産を所有していない(親族等が現に居住する不動産を除く。)</p>	
	<p>特定入所者食費等給付費に関する認定 下記のいずれにも該当するため、特定入所者食費等給付費を申請します。</p>	
	<p><20歳以上の方></p> <p>1 施設入所者(注)であること。(年令 歳) 2 市町村民税非課税世帯の者</p>	<p><20歳未満の方> (2は、該当するものに を付ける。)</p> <p>1 施設入所者(注)であること。(年令 歳) 2 a) 上記 の区分のうち、1～3に該当する者 b) " 1～3に該当しない者</p>
世帯範囲の特例	<p>生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、特例補足給付)に関する認定 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置 特例補足給付)を申請します。</p>	
	<p>下記のいずれにも該当するため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。</p> <p>1 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。</p>	

(注) 対象施設は、施設訓練等支援費の対象となる入所施設(身障療護、身障更生、身障授産、知的更生、知的授産)及び介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設)

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外(下の欄に記入)	
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所			

備考

- 1 該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 事実関係を確認できる書類を添付してください。

様式第2号(第4条関係)

その1

(表)

第 号
障害程度区分認定調査員証
所 属
氏 名
生年月日 年 月 日
上記の者は、障害者自立支援法第20条第2項前段に規定する調査に従事する者であることを証します。
年 月 日
金沢市長 印
有効期限 年 月 日まで

(裏)

障害者自立支援法(抜粋)
(この欄には、障害者自立支援法第20条の条文を記載すること。)

その2

(表)

第 号
障害程度区分認定調査員証
所 属
氏 名
生年月日 年 月 日
上記の者は、障害者自立支援法第20条第2項後段の規定により、本市の委託を受けて同項前段に規定する調査に従事する者であることを証します。
年 月 日
金沢市長 印
有効期限 年 月 日まで

(裏)

障害者自立支援法(抜粋)
(この欄には、障害者自立支援法第20条の条文を記載すること。)

障害福祉サービス受給者証		
受給者	番 号	
	居 住 地	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
児 童	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
交付年月日		
支給市町村名及び印		

- 1 -

支 給 決 定 の 内 容		
居宅介護等	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	支 給 量 等	
デイサービス	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	支 給 量 等	

- 2 -

支 給 決 定 の 内 容			
短期入所	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	支 給 量 等		
共同生活援助	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	支 給 量 等		
利用者負担割合	1割	利用者負担 上限月額	円
特記事項欄			
(予備欄)			

- 3 -

様式第4号 (第10条関係)

介護給付費等支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

現に受けている支給決定事項を変更したいので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日		
	氏名	印	受給者番号			
	居住地					
	フリガナ		生年月日	年 月 日		
	支給申請に係る 障害児氏名		続柄			
	身体障害者手帳	級	療育手帳	A・B	精神障害者保健福祉手帳	級
	変更の理由					

変更を申請するサービスの種類等	サービス利用の状況	居宅サービス	利用中のサービスの種類と内容等			
		施設サービス	利用中の施設名等			
		介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援()・要介護 1 2 3 4 5
	利用中のサービスの種類と内容等					
	介護給付費・訓練等給付費	申請する支援の種類・内容				
		種類	居宅介護	行動援護	児童デイサービス	短期入所
			外出介護	障害者デイサービス	共同生活援助	
	施設訓練等支援費	種類	身体障害者更生施設 (入所・通所)	身体障害者療護施設 (入所・通所)	身体障害者授産施設 (入所・通所)	
			知的障害者更生施設 (入所・通所)	知的障害者授産施設 (入所・通所)	知的障害者通勤寮	
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する福祉施設				
内容						

備考 該当する の中にレ印を付けてください。

(裏面に続く。)

変更を申請する減免の種類	<p>月額負担上限額に関する認定 下記の区分の適用（の変更）を申請します。 （該当するものに を付ける。いずれにも該当しない場合は空欄とすること。）</p> <p>1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの</p>	
	<p>個別減免に関する認定 下記のいずれにも該当するため、個別減免（の変更）を申請します。</p> <p>1 グループホーム入居者、施設入所者(注)（20歳以上） 2 一定の資産を有していないこと。 ア 預貯金等の額が350万円以下であること。 イ 不動産を所有していない（親族等が現に居住する不動産を除く。）。</p>	
	<p>特定入所者食費等給付費に関する認定 下記のいずれにも該当するため、特定入所者食費等給付費（の変更）を申請します。</p>	
	<p><20歳以上の方></p> <p>1 施設入所者(注)であること。(年令 歳) 2 市町村民税非課税世帯の者</p>	<p><20歳未満の方>（2は、該当するものに を付ける。）</p> <p>1 施設入所者(注)であること。(年令 歳) 2 a) 上記 の区分のうち、1～3に該当する者 b) " 1～3に該当しない者</p>
世帯範囲の特例	<p>生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ 定率負担減免措置 特例補足給付）（の変更）を申請します。</p>	
	<p>下記のいずれにも該当するため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。</p> <p>1 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。</p>	

(注) 対象施設は、施設訓練等支援費の対象となる入所施設（身障療護、身障更生、身障授産、知的更生、知的授産）及び介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設）

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外（下の欄に記入）	
フリガナ		申請者との関係	
氏 名			
住 所			

備考

- 1 該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 事実関係を確認できる書類を添付してください。

様式第5号 (第11条関係)

介護給付費等支給申請内容変更届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

印

介護給付費等支給申請の内容に関し、次のとおり変更したので届け出ます。

		受給者証番号									
変 更 が あ っ た 事 項											
		障害者(障害児の保護者)の氏名		障害児と障害児の保護者との続柄							
		障害者(障害児の保護者)の居住地		その他 (負担上限月額算定のために必要な事項)							
		障害児の氏名									
(変更後)				(変更前)							
変 更 年 月 日				年 月 日							

備考 該当する の中にレ印を付けてください。

様式第6号 (第12条関係)

障害福祉サービス受給者証再交付申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名
生年月日

年 月 日

印

私は、先に障害福祉サービス受給者証の交付を受けましたが、紛失
破損したので、再交付を申請します。
汚損

様式第7号 (第13条関係)

特例介護給付費 (特例訓練等給付費) 支給申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

障害者自立支援法に規定する特例介護給付費 (特例訓練等給付費) の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

フリガナ		受給者証番号			
申請者氏名	印				
申請者生年月日	年 月 日				
居住地					
フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
支給決定に係る障害児氏名					
特例介護給付費 (特例訓練等給付費) 請求額	円				

上記に関する特例介護給付費 (特例訓練等給付費) を下記の口座に振り込んでください。

口座振替			銀行	本店
			信用金庫	支店
依頼欄	金融機関コード	店舗コード	預金種別	口座番号
			1 普通 2 当座 3 その他	
	フリガナ			
	口座名義人			

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外 (下の欄に記入)		
フリガナ		申請者との関係		
氏名				
住所				

備考

- 1 該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 該当月分の領収証及びサービス提供証明書を添付してください。

様式第8号 (第15条関係)

高額障害福祉サービス費支給申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

高額障害福祉サービス費の支給を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

フリガナ												
申請者氏名	印	障害者自立支援法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 介護保険法による受給者又は被保険者の場合										
		制 度	受給者証番号又は被保険者証番号									
生年月日	年 月 日											
居住地												
フリガナ	続 柄											
支給決定に係る障害児氏名	生年月日 年 月 日											
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額											申請に係るサービス利用月	年 月分
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額												
同一世帯に属する他の支給決定障害者等	氏 名	生年月日										
	障害者自立支援法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 介護保険法による受給者又は被保険者の場合											
	制 度 受給者証番号又は被保険者証番号											

(注1) 支払額を証する領収書を添付してください。

(注2) 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。

(注3) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額障害福祉サービス費等を下記の口座に振り込んでください。

口座振替	銀行 本店 信用金庫 支店 信用組合 出張所										
	金融機関コード	店舗コード	預金種別				口座番号				
依頼欄			1 普通 2 当座 3 その他								
フリガナ											
口座名義人											

申請書提出者	申請者本人 申請者本人以外 (下の欄に記入)										
フリガナ											
氏 名	申請者との関係										
住 所											

備考 該当する の中にレ印を付けてください。

様式第9号 (第16条関係)

指定障害福祉サービス事業所指定申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 所在地
名 称
代表者

印

障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所に係る指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

		事業所所在地市町村番号					
申 請 者	フリガナ						
	名 称						
	主たる事務所の所在地						
	法人である場合 その種別			法人所轄庁			
	連絡先	電話番号			FAX番号		
	代表者の職・氏名	職名			フリガナ 氏 名		
	代表者の住所						
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 類	フリガナ						
	名 称						
	事業所の所在地						
	同一所在地において 行う事業等の種類	実施 事業	指定申請をする事業等 の事業開始予定年月日	様 式	実施 事業	他の法律において既に指定を受 けている事業等の指定年月日	備考
	居 宅 介 護		年 月 日	付表1		年 月 日	
	デ イ サ ー ビ ス		年 月 日	付表2		年 月 日	
短 期 入 所 (ショートステイ)		年 月 日	付表3		年 月 日		
共 同 生 活 援 助 (グループホーム)		年 月 日	付表4		年 月 日		
事 業 所 番 号	同一の法律において既に指定を受けている場合						

備考

- 1 事業所所在地市町村番号の欄は、記載しないでください。
- 2 法人である場合その種別の欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。
- 3 法人所轄庁の欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 同一所在地において行う事業等の種類の欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、該当する欄には を記載してください。
- 5 事業所番号の欄には、本市において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

様式第10号 (第17条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 所在地
 名 称
 代表者

印

次のとおり指定を受けた内容を変更したので届け出ます。

指定内容を変更した事業所		事業所番号										
		名 称										
		所 在 地										
		サービスの種類										
変更があった事項		変更の内容										
1	事業所の名称	(変更前)										
2	事業所の所在地											
3	申請者の名称											
4	主たる事務所の所在地											
5	代表者の氏名及び住所											
6	定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)											
7	事業所の平面図及び設備の概要											
8	事業所の管理者の氏名及び住所											
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所											
10	主たる対象者											
11	運営規程	(変更後)										
12	介護給付費等の請求に関する事項											
13	事業所の種別(併設型・空床型の別)											
14	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員											
15	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容											
16	知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要											
17	当該申請に係る事業の開始予定年月日											
18	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要											
変 更 年 月 日		年 月 日										

備考

- 1 該当項目番号に を付けてください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

様式第11号 (第17条関係)

事業廃止・休止・再開届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 所在地
 名 称
 代表者

印

次のとおり事業の廃止（休止・再開）をしたので届け出ます。

	事業所番号																			
廃止（休止・再開）する事業所	名 称																			
	所 在 地																			
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日																			
休止予定期間	年 月 日から																			
	年 月 日まで																			
廃止・休止した理由																				
現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置（廃止・休止した場合のみ）																				

備考

- 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 廃止・休止・再開の日から10日以内に届け出てください。

様式第12号 (第20条関係)

自立支援医療費 (育成・更生) 支給認定申請書 (新規・再認定・変更) 1						
障害者 ・児	フリガナ		性別	年齢	生年月日	
	受診者氏名		男・女	歳	年 月 日	
受診者が18歳未満の場合	フリガナ		電話番号			
	受診者住所					
受診者が18歳未満の場合	フリガナ		受診者との関係			
	保護者氏名					
負担額に関する事項	フリガナ		電話番号		2	
	保護者の住所	2				
	受診者の被保険者証の記号及び番号		保険者名			
	受診者同一保険の加入者		保険者番号			
負担額に関する事項	被保険者氏名		受診者との関係	住所		
	該当する所得区分	3	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上		重度かつ継続	該当・非該当
身体障害者手帳	4	年 月 日 交付		第 号 種 級		
手帳の障害名						
受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者を含む。)	医療機関名		所在地・電話番号			
受給者番号	5					
私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。 申請者氏名 _____ 印 6 _____ 年 月 日 (あて先) 金沢市長						

- 1 該当する医療の種類及び新規・再認定・変更 (自己負担上限額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合) のいずれかに をしてください。
- 2 受診者本人と異なる場合に記入してください。
- 3 チェックシートを参照し、該当すると思われる区分に をしてください。
- 4 身体障害者手帳の交付を受けている場合に記入してください。
- 5 再認定又は変更の申請の場合にのみ記入してください。
- 6 申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。

様式第13号 (第21条関係)

その1

自立支援医療受給者証 (育成医療)													
公費負担者番号				自立支援医療 費受給者番号									
受 診 者	フリガナ							性別	生年月日				
	氏名												
	住所												
診 者	被保険者証の 記号及び番号							保険者名					
	重度かつ継続												
保 護 者 (受診者が18歳未満の 場合記入)			フリガナ						続 柄				
			氏 名										
			住 所										
指 定 医 療 機 関 名	病院・診療所							所在地 電話番号					
	薬 局							所在地 電話番号					
	訪問看護事業者							所在地 電話番号					
公費負担の対象となる障害													
医療の具体的方針													
特定疾病療養受療証													
自己負担上限額													
有 効 期 間			年 月 日 から				年 月 日 まで						
上記のとおり認定する。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 金沢市長 印 </div>													

人工透析を受ける方については、併せて特定疾病療養受療証を医療機関窓口へ提出すること。

その2

自立支援医療受給者証 (更生医療)			自立支援医療受給者証 (更生医療)						
公費負担の対象となる障害			公費負担者番号						
医療の具体的方針			自立支援医療費受給者番号						
指定医療機関	病院・診療所	名 称							
		所在地							
		電話番号							
	薬 局	名 称							
		所在地 電話番号							
	訪問看護事業者	名 称							
所在地 電話番号									
特定疾病療養受療証			受 診 者						
人工透析を受ける方については、併せて特定疾病療養受療証を医療機関窓口へ提出すること。			住 所						
この欄には、注意事項を記入すること。			フリガナ						
			氏 名						
			生 年 月 日						
			性別						
			被保険者証の記号及び番号						
			保 険 者 名						
			重度かつ継続						
			自己負担上限額						
			有 効 期 間						
			年 月 日から						
			年 月 日まで						
			上記のとおり認定する。						
			年 月 日						
			金沢市長 印						

様式第14号 (第22条関係)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届 (育成医療・更生医療)															
受 診 者	フリガナ					性別	生年月日								
	氏名					男・女	年 月 日								
	フリガナ														
	住所														
保 護 者 (受診者が18歳未満の場合記入)		フリガナ					続 柄								
		氏 名													
		フリガナ													
		住 所													
自立支援医療費受給者番号		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> </tr> </table>													
受給者証の有効期間		年 月 日から		年 月 日まで											
変 更 内 容	事 項	変 更 前			変 更 後										
	受診者に関する事項 (氏名・住所・電話番号)														
	保護者に関する事項 (氏名・住所・電話番号)														
	被保険者証に関する事項 (記号及び番号・保険者名称・ 受診者と同一保険の加入者)														
	身体障害者手帳														
変 更 年 月 日		年 月 日													
備 考															
<p>私は、自立支援医療支給認定申請書及び自立支援医療受給者証に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">届出者氏名 _____ 印 (申請者本人が署名する場合は、 押印を省略できます。)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(あて先) 金沢市長</p>															

備考 自己負担上限額 (所得区分及び重度かつ継続該当・非該当) 及び指定自立支援医療機関の変更については、支給認定の変更を行うため、自立支援医療支給認定申請書 (変更) に記載してください。

様式第15号 (第23条関係)

医療受給者証再交付申請書 (育成医療・更生医療)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 氏名 印

申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。

自立支援医療受給者証を紛失破損したので再交付を申請します。

自立支援医療費受給者番号							
受診者	フリガナ				性別	生年月日	
	氏名				男・女	年 月 日	
	住所						
保 護 者 (受診者が18歳未満 の場合記入)	氏名					受診者との続柄	
	住所						
受診者の被保険者証 の記号及び番号					保険者名		

備考 交付を受けている受給者証(紛失した場合を除く。)を添付してください。

様式第16号 (第24条関係)

その1

指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 指定申請書 (病院又は診療所)

保険医療機関	名 称						
	所 在 地						
開 設 者	住 所						
	氏名又は名称						
標榜している診療科目							
担当しようとする医療の種類							
主として担当する医師又は歯科医師 の氏名及び経歴		別紙1	自立支援医療を行うために必要な体制 及び設備の概要			別紙2	
自立支援医療を行うための入院設備の定員		人					
<p>上記のとおり、障害者自立支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として指定を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住 所 氏 名 印</p> <p>(あて先) 金沢市長</p>							

備考 育成医療又は更生医療単独で指定を希望する場合は、2箇所の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線等で消去すること。

その2

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（薬局）

保 険 薬 局	名 称			
	所 在 地			
開 設 者	住 所			
	氏名又は名称			
薬 剤 師 の 氏 名		略 歴	別紙1	
調 剤 の た め に 必 要 な 設 備 及 び 施 設 の 概 要		別紙2		
上記のとおり、障害者自立支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を受けたいので申請します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">開設者 住 所 氏 名 印</div> (あて先) 金沢市長				

備考 育成医療又は更生医療単独で指定を希望する場合は、2箇所の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線等で消去すること。

その3

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者	名 称			
	主たる事務所の所在地			
訪問看護ステーション等	名 称			
	所 在 地			
	職 員 の 定 数	別 紙		
上記のとおり、障害者自立支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を受けたいので申請します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 所在地 名 称 印</div> (あて先) 金沢市長				

備考 育成医療又は更生医療単独で指定を希望する場合は、2箇所の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線等で消去すること。

様式第17号 (第25条関係)

その1

指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 変更届出書 (病院又は診療所)

保険医療機関	名 称			
	所 在 地			
開 設 者	住 所			
	氏名又は名称			
標榜している診療科目				
担当しようとする医療の種類				
主として担当する医師又は歯科医師の氏名及び経歴		別紙1	自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要	別紙2
自立支援医療を行うための入院設備の定員		人		
上記のとおり、指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の指定に係る事項に変更があったので、障害者自立支援法第64条の規定により届け出ます。 年 月 日 <div style="text-align: right;">開設者 住 所 氏 名 印</div> (あて先) 金沢市長				

備考 育成医療又は更生医療単独で指定されている場合は、2箇所の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定されていない医療部分を二重線等で消去すること。

その2

指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 変更届出書 (薬局)

保 険 薬 局	名 称			
	所 在 地			
開 設 者	住 所			
	氏名又は名称			
薬 剤 師 の 氏 名			略 歴	別紙1
調剤のために必要な設備及び施設の概要		別紙2		
上記のとおり、指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の指定に係る事項に変更があったので、障害者自立支援法第64条の規定により届け出ます。 年 月 日 <div style="text-align: right;">開設者 住 所 氏 名 印</div> (あて先) 金沢市長				

備考 育成医療又は更生医療単独で指定されている場合は、2箇所の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定されていない医療部分を二重線等で消去すること。

その3

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	
訪問看護ステーション等	名 称	
	所 在 地	
	職 員 の 定 数	別 紙
<p>上記のとおり、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定に係る事項に変更があったので、障害者自立支援法第64条の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 所在地 名 称 印</p> <p>(あて先) 金沢市長</p>		

備考 育成医療又は更生医療単独で指定されている場合は、2箇所の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定されていない医療部分を二重線等で消去すること。

様式第18号（第26条関係）

指定自立支援医療機関の業務休止・廃止・再開届（病院又は診療所）（薬局）

年 月 日

(あて先) 金沢市長

開設者 住 所
氏 名 印

指定自立支援医療機関の業務の休止（廃止・再開）をしたので、障害者自立支援法施行規則第63条の規定により、次のとおり届け出ます。

指定医療機関	名 称	
	所 在 地	
開 設 者	住 所	
	氏 名 又 は 名 称	
休 止 年 月 日		
廃 止 年 月 日		
再 開 年 月 日		
再開予定年月日（休止又は廃止の場合）		
事 由 （ 詳 細 に 記 入 ）		

備考 休止・廃止・再開のうち、該当しないものを二重線等で消去すること。

様式第19号 (第27条関係)

指定自立支援医療機関の指定辞退申出書 (病院又は診療所) (薬局)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

開設者 住 所
氏 名

印

指定自立支援医療機関の指定を辞退したいので、障害者自立支援法第65条の規定により、次のとおり申し出ます。

指定医療機関	名 称	
	所 在 地	
開 設 者	住 所	
	氏 名 又 は 名 称	
担 当 す べ き 医 療 の 種 類		
病院又は 診 療 所	主として担当する医師又は 歯 科 医 師 の 氏 名	
薬 局	薬 剤 師 の 氏 名	
辞 退 年 月 日		
辞 退 事 由 (詳 細 に 記 入)		

様式第20号 (第29条関係)

障害福祉サービス事業等開始届

年 月 日

(あて先) 金沢市長

事業経営者 住所
 氏名 印
 (法人にあっては、主たる事業所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)

障害福祉サービス事業を開始するので、障害者自立支援法第79条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

開始しようとする事業		種 類	
		内 容	
経 営 者 (法人)	氏 名 (名 称)		
	住 所 (主たる事業所の所在地)		
職 員 の 職 種		職 務 の 内 容	職 員 の 定 数
			人
			人
			(合計) 人
事 業 を 行 お う と す る 区 域			
短 期 入 所 事 業 の 用 に 供 する 施 設	名 称		
	種 類		
	所 在 地		
	入 所 定 員 人		
事 業 開 始 の 予 定 年 月 日		年 月 日	

備考 次の書類を添付してください。

条例、定款その他の基本約款...別添 1

主たる職員の氏名及び経歴 ...別添 2

収支予算書 ...別添 3

事業計画書 ...別添 4

様式第21号 (第29条関係)

障害福祉サービス事業等変更届

年 月 日

(あて先) 金沢市長

事業経営者 住所
 氏名 印
 (法人にあっては、主たる事業所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で届け出た障害福祉サービス事業の事項の変更について、障害者自立支援法第79条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	
(変更前)	(変更後)

様式第22号 (第29条関係)

障害福祉サービス事業等廃止・休止届

年 月 日

(あて先) 金沢市長

事業経営者 住所
 氏名 印
 (法人にあっては、主たる事業所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で届け出た障害福祉サービス事業の廃止(休止)するので、障害者自立支援法第79条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃 止 年 月 日	年 月 日
(休 止 期 間)	(年 月 日から 年 月 日まで)
廃 止 ・ 休 止 の 理 由	
現に便宜を受け又は入所している者に対する措置	

備考 複数の種類の障害福祉サービス事業を廃止又は休止する際には、それぞれの種類ごとに作成すること。

金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第43号

金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付規則の一部を改正する規則

金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付規則(昭和49年規則第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中「支援費サービス施設」を「支援費サービス施設等」に改める。

第2条中「それぞれ」を削り、同条第3号中「財団法人中央競馬社会福祉財団」を「財団法人中央競馬馬主社会福祉財団」に改め、同条第6号中「(第53条第4項において準用する場合を含む。)」を「、第42条の2第6項」に、「(第58条第4項において準用する場合を含む。)」又は第48条第5項を「、第48条第4項、第53条第4項、第54条の2第6項又は第58条第4項」に改め、「居宅介護サービス費」の次に「、地域密着型介護サービス費」を加え、「居宅支援サービス費又は居宅支援サービス計画費」を「介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防サービス計画費」に改め、同条第7号中「支援費報酬」を「支援費報酬等」に改め、「第17条の4若しくは」及び「第15条の5若しくは」を削り、「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10」を「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条」に、「居宅生活支援費又は施設訓練等支援費」を「施設訓練等支援費又は介護給付費若しくは訓練等給付費」に改め、同条第8号中「居宅サービス事業を行う事業所」の次に「、同法第42条の2第1項本文の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所」を、「指定介護療養型医療施設」の次に「、同法第53条第1項本文の指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所、同法第54条の2第1項本文の指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所、同法第58条第1項の指定に係る介護予防支援事業を行う事業所」を加え、同条第9号中「支援費サービス施設」を「支援費サービス施設等」に改め、「第17条の17第1項の指定に係る身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所並びに同法」及び「第15条の17第1項の指定に係る知的障害者居宅支援事業を行う事業所並びに同法」を削り、「児童福祉法第21条の17第1項の指定に係る児童居宅生活支援事業を行う事業所」を「障害者自立支援法第36条第1項の指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所」に改める。

第4条の2第2号、第5条第2号イ及び第6条第2項中「支援費報酬」を「支援費報酬等」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第44号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

第1条中「省令」という。)の次に「、里親の認定等に関する省令(平成14年厚生労働省令第115号。以下「里親認定省令」という。)」を加える。

第2条を次のように改める。

(里親認定等の申請)

第2条 里親認定省令第6条第1項(里親認定省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定による里親の認定の申請は、里親認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 収入の証明書
- (3) 申請者及びその配偶者の健康診断書
- (4) その他市長が必要があると認める書類

2 里親認定省令第6条第2項(里親認定省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定による職業指導里親の認定の申請は、職業指導里親認定申請書(様式第1号の2)によるものとする。

第4条第1項中「第21条の9第3項」を「第21条の9第4項」に改める。

第4条の2から第4条の12までを削る。

第4条の13の見出し中「居宅介護」を「障害福祉サービス」に改め、同条中「児童居宅支援（法第6条の2第1項に規定する児童居宅支援をいう。）を「障害福祉サービス（法第21条の25第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）に、「第6条の2第2項」を「第4条第2項」に、「様式第3号の10」を「様式第3号の2」に改め、同条を第4条の2とする。

第6条の次に次の10条を加える。

（措置の決定の通知）

第6条の2 市長は、法第27条第1項第3号、第2項若しくは第7項又は第27条の2第1項の規定による措置を採ったときは、本人又はその保護者に対しては措置決定通知書（様式第6号）により、里親又は児童福祉施設若しくは指定医療機関（法第27条第2項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）の長に対しては措置通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（措置の同意）

第6条の3 市長は、法第27条第1項第3号又は第2項の措置（同条第3項の規定により採るもの及び法第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。）を採るときは、措置同意書（様式第8号）により、親権を行う者（法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。）又は未成年後見人の同意を得るものとする。

（児童の死亡等の届出）

第6条の4 省令第27条（省令第32条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、省令第27条第1号に係るものにあつては措置児童死亡届出書（様式第9号）により、同条第2号又は第3号に係るものにあつては措置経過届出書（様式第10号）によるものとする。

（措置の解除等の通知）

第6条の5 市長は、法第27条第1項第3号、第2項及び第7項、第27条の2第1項、第31条第2項から第4項まで、第63条の2第1項及び第2項並びに第63条の3第1項に規定する措置を解除し、停止し、変更し、延長し、又は再開したときは、その旨を当該措置を受けた本人又はその保護者に対しては措置解除・停止・変更・延長・再開決定通知書（様式第11号）により、里親又は児童福祉施設若しくは指定医療機関の長に対しては措置解除・停止・変更・延長・再開通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（身分を証明する証票）

第6条の6 法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第9条第1項に規定する身分を証明する証票は、様式第13号のとおりとする。

（児童を同居させた者の届出）

第6条の7 法第30条第1項の規定による届出は、児童の同居届出書（様式第14号）によるものとする。

2 法第30条第2項の規定による届出は、児童の同居解消届出書（様式第15号）によるものとする。

（一時保護の通知）

第6条の8 市長又は児童相談所長は、法第33条第1項又は第2項の規定により児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して一時保護を加えさせたときは、一時保護通知書（様式第16号）により本人又はその保護者に通知するものとする。ただし、児童の福祉を損なうおそれがあるときは、この通知を省略することができる。

2 市長又は児童相談所長は、法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護を解除したときは、一時保護解除通知書（様式第17号）により本人又はその保護者に通知するものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（児童の所持物の売却の方法）

第6条の9 児童相談所長は、法第33条の2第2項の規定により売却しようとする物が高価と認めるときは、公告して競売に付さなければならない。ただし、即時に売却しなければ腐敗し、若しくは滅失するおそれがある物又は公告の後競売人がない物については、この限りでない。

2 前項の規定による公告は、競売に付する物の名称、種類、数量及び形状、担当職員の氏名、競売の場所及び日時その他必要な事項について、7日間金沢市役所前の掲示場に掲示して行うものとする。

（返還請求権を有する者の申出の公告）

第6条の10 法第33条の2第4項の規定による公告は、物の名称、種類、数量及び形状、児童がその物を所持するまでの経緯その他必要な事項について、14日間金沢市役所前の掲示場に掲示して行うものとする。ただし、貴重と認められる物については、金沢市公報に掲載して行うものとする。

(児童の遺留物への準用)

第6条の11 前2条の規定は、法第33条の3第2項において準用する法第33条の2第2項の規定による売却及び同条第4項の規定による公告について準用する。

第7条第1項中「主として本人の生計を維持する者に限る」を「民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう」に改め、「それぞれ」を削り、同項第1号中「別表第2に定める額」を「当該障害福祉サービスに要した費用から障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条又は第30条の規定による介護給付費又は特例介護給付費の額を控除して得た額」に改め、同項第2号中「措置」を「措置等」に、「別表第3」を「別表第1」に改め、同項第3号中「別表第4」を「別表第2」に改め、同項第4号中「別表第5」を「別表第3」に改め、同項に次の2号を加える。

(5) 法第27条第1項第3号又は第2項の規定による措置(法第27条の2第2項、第31条第5項、第63条の2第3項及び第63条の3第2項の規定により当該措置とみなされるもの並びに法第28条第1項第1号及び第2号ただし書の規定により当該措置を採るものを含む。次条第1項第1号において同じ。)に係る徴収金(次号に該当するものを除く。) 別表第4に定める額

(6) 法第27条第1項第3号又は第2項の規定による措置(法第31条第5項の規定により当該措置とみなされる同条第3項の措置、法第63条の2第3項の規定により当該措置とみなされる同条第1項若しくは第2項の措置又は法第63条の3第2項の規定により当該措置とみなされる同条第1項の措置に限る。)を受けている者で、その月の初日における年齢が20歳を超えているものに係る徴収金 別表第4に定める額と別表第5に定める額との合算額 第7条第2項中「第56条第4項」を「第56条第6項」に、「別表第3」を「別表第1」に改める。

第8条第1項中「それぞれ」を削り、同項第1号中「第20条」を「第27条第1項第3号又は第2項」に、「自己負担金」を「徴収金」に改め、同条第2項中「同項第1号の規定による自己負担金又は同項第2号」を「同項第1号及び第2号」に、「当該自己負担金又は」を「当該」に改める。

第9条第2項中「前項」を「第1項」に、「様式第6号」を「様式第18号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、扶養義務者の所在の不明その他の事由により前条第1項第1号の規定による徴収金を負担させることが不適当と認めるときは、当該徴収金を減免することができる。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3の備考第1項中「地方税法」次に「(昭和22年法律第226号)」を加え、同備考第2項中「所得税法」の次に「(昭和40年法律第33号)」を、「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の次に「(昭和22年法律第175号)」を、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」の次に「(平成11年法律第8号)」を加え、同備考第8項中「育成医療又は」、「又は自己負担金」及び「、自己負担金の額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる」を削り、同表を別表第1とする。

別表第4を別表第2とし、別表第5を別表第3とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第4(第7条関係)

児童福祉施設等措置費の徴収額(扶養義務者用)

階層区分	世帯の階層区分		徴収金月額			
			入所施設		通園施設等	
			基準額	加算基準額	基準額	加算基準額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0円	0円	0円	0円
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200円	220円	1,100円	110円
C階層	1	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当するもの	4,500円	450円	2,200円	220円
	2	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯) 所得割の額のある世帯	6,600円	660円	3,300円	330円

D 階 層	1	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当するもの	30,000円以下	9,000円	900円	4,500円	450円
	2		30,001円～80,000円	13,500円	1,350円	6,700円	670円
	3		80,001円～140,000円	18,700円	1,870円	9,300円	930円
	4		140,001円～280,000円	29,000円	2,900円	14,500円	1,450円
	5		280,001円～500,000円	支弁額。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が4,120円を超えるときは、4,120円とする。	20,600円	2,060円
	6		500,001円～800,000円	支弁額。ただし、その額が54,200円を超えるときは、54,200円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が5,420円を超えるときは、5,420円とする。	支弁額。ただし、その額が27,100円を超えるときは、27,100円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が2,710円を超えるときは、2,710円とする。
	7		800,001円～1,160,000円	支弁額。ただし、その額が68,700円を超えるときは、68,700円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が6,870円を超えるときは、6,870円とする。	支弁額。ただし、その額が34,300円を超えるときは、34,300円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が3,430円を超えるときは、3,430円とする。
	8		1,160,001円～1,650,000円	支弁額。ただし、その額が85,000円を超えるときは、85,000円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が8,500円を超えるときは、8,500円とする。	支弁額。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が4,250円を超えるときは、4,250円とする。
	9		1,650,001円～2,260,000円	支弁額。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が10,290円を超えるときは、10,290円とする。	支弁額。ただし、その額が51,400円を超えるときは、51,400円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が5,140円を超えるときは、5,140円とする。
	10		2,260,001円～3,000,000円	支弁額。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が12,250円を超えるときは、12,250円とする。	支弁額。ただし、その額が61,200円を超えるときは、61,200円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が6,120円を超えるときは、6,120円とする。
	11		3,000,001円～3,960,000円	支弁額。ただし、その額が143,800円を超えるときは、143,800円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が14,380円を超えるときは、14,380円とする。	支弁額。ただし、その額が71,900円を超えるときは、71,900円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が7,190円を超えるときは、7,190円とする。

12	3,960,001円～ 5,030,000円	支弁額。ただし、その額が166,600円を超えるときは、166,600円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が16,600円を超えるときは、16,600円とする。	支弁額。ただし、その額が83,300円を超えるときは、83,300円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が8,330円を超えるときは、8,330円とする。
13	5,030,001円～ 6,270,000円	支弁額。ただし、その額が191,200円を超えるときは、191,200円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が19,120円を超えるときは、19,120円とする。	支弁額。ただし、その額が95,600円を超えるときは、95,600円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が9,560円を超えるときは、9,560円とする。
14	6,270,001円以上	支弁額	支弁額の1割に相当する額	支弁額	支弁額の1割に相当する額

備考

- 1 この表において「入所施設」とは乳児院（短期入所に係るものを除く。）、児童養護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設（入所部に限る。）、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、肢体不自由児又は重症心身障害児を入院させる指定医療機関及び里親をいい、「通園施設等」とは知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設（通園部に限る。）をいう。
- 2 この表のC階層における「均等割の額」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
 - (4) 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第9号）附則第18条
- 4 この表のD階層における「支弁額」とは、その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額をいう。
- 5 前年分の所得税又は当該年度分の市町村民税の課税関係が判明しないときは、これが判明するまでの間、前々年分の所得税又は前年度分の市町村民税によるものとする。
- 6 この表の規定にかかわらず、その世帯の所得税の額及び市町村民税の額が明らかでない場合その他市長が必要と認めた場合は、収入月額を基準として市長が別に定めた額を当該徴収金の額とする。
- 7 この表の規定にかかわらず、月の初日における入所者の年齢が20歳以上の場合の徴収金月額は、この表の基準額に2分の1を乗じて得た額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入所者の属する世帯がB階層と認定された場合 0円
 - (2) 入所者の属する世帯がD14階層と認定された場合 その月のその入所者に係る支弁額
- 8 この表の規定にかかわらず、児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯のうち、次に掲げる世帯の徴収金の額は、0円とする。
 - (1) 単身世帯
扶養義務者のいない世帯

(2) 母子世帯等

母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる配偶者のいない男子で現に児童を扶養するものの世帯

(3) 在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)を除く。)のいる世帯(次に掲げる児童(者)を有する世帯をいう。)

ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

(4) その他の世帯

扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯

9 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金額が最も多額な措置児童(当該措置児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人に限る。)については基準額を、その他の措置児童等については加算基準額を徴収金月額とする。

10 この表の規定による徴収金の額(第7条第1項第6号に該当する徴収金にあっては、この表及び別表第7の規定による徴収金の合算額とする。)が、その措置児童等に係る措置費の支弁額を超えるときは、措置費の支弁額をもって徴収金の額とする。

別表第5(第7条関係)

児童福祉施設等措置費の徴収額(被措置者用)

被措置者の対象収入額等による階層区分		入 所 施 設
階層区分	定 義	徴収金基準額(月額)
1	生活保護法による被保護者(単給を含む。)	0円
(1階層を除き、対象収入額区分が次の額である者)		
2	0円～270,000円	0円
3	270,001円～280,000円	1,000円
4	280,001円～300,000円	1,300円
5	300,001円～320,000円	3,400円
6	320,001円～340,000円	4,700円
7	340,001円～360,000円	5,800円
8	360,001円～380,000円	7,500円
9	380,001円～400,000円	9,100円
10	400,001円～420,000円	10,800円
11	420,001円～440,000円	12,500円
12	440,001円～460,000円	14,100円
13	460,001円～480,000円	15,800円
14	480,001円～500,000円	17,500円
15	500,001円～520,000円	19,100円
16	520,001円～540,000円	20,800円
17	540,001円～560,000円	22,500円
18	560,001円～580,000円	24,100円
19	580,001円～600,000円	25,800円
20	600,001円～640,000円	27,500円
21	640,001円～680,000円	30,800円
22	680,001円～720,000円	34,100円
23	720,001円～760,000円	37,500円
24	760,001円～800,000円	39,800円

25	800,001円～ 840,000円	41,800円
26	840,001円～ 880,000円	43,800円
27	880,001円～ 920,000円	45,800円
28	920,001円～ 960,000円	47,800円
29	960,001円～ 1,000,000円	49,800円
30	1,000,001円～ 1,040,000円	51,800円
31	1,040,001円～ 1,080,000円	54,400円
32	1,080,001円～ 1,120,000円	57,100円
33	1,120,001円～ 1,160,000円	59,800円
34	1,160,001円～ 1,200,000円	62,400円
35	1,200,001円～ 1,260,000円	65,100円
36	1,260,001円～ 1,320,000円	69,100円
37	1,320,001円～ 1,380,000円	73,100円
38	1,380,001円～ 1,440,000円	77,100円
39	1,440,001円～ 1,500,000円	81,100円
40	1,500,001円以上	81,100円 + (対象収入額等の1,500,000円を超える額×0.9÷12月) (100円未満切捨て)

備考

- 1 この表において「入所施設」とは、知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設（入所部に限る。）、肢体不自由児療護施設及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入院させる指定医療機関をいう。
- 2 この表において「対象収入額」とは、前年の収入額から必要経費の額を控除した額をいう。
- 3 対象収入額を算定する場合の収入額は、次の各号に掲げる収入の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額をいう。
 - (1) 年金の収入 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金給付の受給額
 - (2) その他の収入 所得税の課税標準として認定された所得の額
- 4 対象収入額を算定する場合の必要経費の額は、次の各号に掲げる収入の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額をいう。
 - (1) 基本控除 生活保護法による入院患者日用品費相当額（年額）
 - (2) 租税 所得税、地方税法に基づく都道府県民税及び市町村民税並びに相続税法（昭和25年法律第73号）に基づく相続税及び贈与税の支払額
 - (3) 社会保険料等 所得税法第74条第2項に規定する社会保険料又はこれに準ずるものの支払額
- 5 当分の間、この表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる入所施設の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収金月額の上限額とする。
 - (1) 重症心身障害児施設 90,000円
 - (2) その他の施設 50,000円

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 印
(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

里親認定申請書

里親の認定を受けたいので、里親の認定等に関する省令第6条第1項・同令第15条において準用する同令第6条第1項・同令第17条において準用する同令第6条第1項・同令第20条において準用する同令第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

認定を受けようとする里親の種類			養育里親・親族里親・短期里親・専門里親				
申請者及びその同居の家族	フリガナ氏名	生年月日	年齢	性別	続柄	職業(勤務先)学校等	健康状態
里親になることを希望する理由							
添付書類							

備考

- 1 添付書類は、返却できませんので、ご了承ください。
- 2 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられたことがないことを確認させていただきます。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2(第2条関係)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 印
(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

職業指導里親認定申請書

職業指導里親の認定を受けたいので、里親の認定等に関する省令第6条第2項・同令第15条において準用する同令第6条第2項・同令第17条において準用する同令第6条第2項・同令第20条において準用する同令第6条第2項の規定により、次のとおり申請します。

登録番号	
職業指導の内容	
職場の環境	

備考 登録番号は、次のいずれの名簿にも記載されていない方については、記入は不要です。

- (1) 養育里親名簿
- (2) 短期里親名簿
- (3) 専門里親名簿

様式第3号の2から様式第3号の9までを削り、様式第3号の10を様式第3号の2とする。

様式第6号中	育成医療の給付に関するもの	円	を
	補装具の交付又は修理に関するもの	円	
	療育の給付に関するもの	円	

に、	障害福祉サービスの給付に関するもの	円
	療育の給付に関するもの	円
	補装具の交付又は修理に関するもの	円
	日常生活用具の給付又は貸与に関するもの	円

母子生活支援施設における保護に関するもの	円	を
----------------------	---	---

に改め、同様式を	母子生活支援施設における保護に関するもの	円
	里親への委託の措置に関するもの	円
	児童福祉施設への入所の措置に関するもの	円
	指定医療機関への治療等の委託の措置に関するもの	円

様式第18号とする。

様式第5号の次に次の12様式を加える。

様式第6号(第6条の2関係)

第 号
年 月 日

様

金沢市長 印

措 置 決 定 通 知 書

児童福祉法第27条第1項第3号・第27条第2項・第27条第7項・第27条の2第1項の規定により、次のとおり措置を決定したので通知します。

児 童	氏 名		性別	男・女	生年月日	
	住 所				年 齢	歳
保 護 者	氏 名		児童との続柄			
	住 所					
入所施設・ 委託里親等	施 設 名 (氏名)					
	所 在 地 (住所)					
措 置 適 用 年 月 日						
措 置 の 理 由						
費 用 負 担 額						
担 当 児 童 福 祉 司						

備考 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立て・審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、異議申立て・審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て・審査請求に

対する決定・裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第7号(第6条の2関係)

第 号
年 月 日

様

金沢市長

印

措 置 決 定 通 知 書

児童福祉法第27条第1項第3号・第27条第2項・第27条第7項・第27条の2第1項の規定により、次のとおり措置を決定したので、児童福祉法施行規則第26条の規定により通知します。

児 童	氏 名		性別	男・女	生年月日	
	住 所				年 齢	歳
保 護 者	氏 名		児童との続柄			
	住 所					
入所施設・ 委託里親等	施設名 (氏名)					
	所在地 (住所)					
措 置 適 用 年 月 日						
措 置 の 理 由						
担 当 児 童 福 祉 司						

様式第8号(第6条の3関係)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

親権を行う者又は未成年後見人 住所

氏名

印

措 置 同 意 書

児童福祉法第27条第1項第3号・第27条第2項の規定による次の措置について同意します。

児 童	氏 名		性別	男・女	
	生年月日		続柄		
入所施設・ 委託里親等	施設名 (氏名)				
	所在地 (住所)				
この措置に係る児童保護費負担金の算定に必要な税関係情報の記録を市長が調査することに同意します。					
				氏名	印
				氏名	印
				氏名	印
				氏名	印
(所得のある方は、必ず各自が署名押印してください。)					

様式第9号 (第6条の4関係)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

児童福祉施設若しくは指定医療機関の長又は里親
所在地又は住所
名称又は氏名

印

措置児童死亡届出書

措置のあった児童が死亡したので、児童福祉法施行規則第27条・同令第32条において準用する同令第27条の規定により、次のとおり届け出ます。

児 童	氏 名		性別	男・女
	生年月日		年齢	歳
措 置 年 月 日	年 月 日			
死 亡 日 時	年 月 日 時 分			
担 当 医 師				
傷 病 名				

様式第10号 (第6条の4関係)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

児童福祉施設若しくは指定医療機関の長又は里親
所在地又は住所
名称又は氏名

印

措置経過届出書

措置のあった児童が児童福祉法施行規則第27条第2号・第3号に該当すると認められるので、同条の規定により次のとおり届け出ます。

児 童	氏 名		性別	男・女
	生年月日		年齢	歳
措 置 年 月 日	年 月 日			
入 所 又 は 受 託 後 の 経 過				
意 見				

様式第11号 (第6条の5関係)

第 号
年 月 日

様

金沢市長

印

措置解除・停止・変更・延長・再開決定通知書

児童福祉法第27条第1項第3号・第27条第2項・第27条第7項・第27条の2第1項の規定による措置については、次のとおり解除・停止・変更・延長・再開することに決定したので、通知します。

児 童	氏 名		性別	男・女	生年月日	
	住 所				年 齢	歳
保 護 者	氏 名		児童との続柄			
	住 所					
これまでの措置 (入所施設等)	施 設 名 (氏名)					
	所 在 地 (住所)					
変更後の措置 (入所施設等)	施 設 名 (氏名)					
	所 在 地 (住所)					
解除・変更・再開の年月日						
停止・延長の期間						
担 当 児 童 福 祉 司						

備考 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立て・審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立て・審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て・審査請求に対する決定・裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第12号（第6条の5関係）

第 号
年 月 日

様

金沢市長

印

措置解除・停止・変更・延長・再開通知書

児童福祉法第27条第1項第3号・第27条第2項・第27条第7項・第27条の2第1項の規定による措置については、次のとおり解除・停止・変更・延長・再開することに決定したので、児童福祉法施行規則第26条の規定により通知します。

児 童	氏 名		性別	男・女	生年月日	
	住 所				年 齢	歳
保 護 者	氏 名		児童との続柄			
	住 所					
これまでの措置 (入所施設等)	施 設 名 (氏名)					
	所 在 地 (住所)					

変更後の措置 (入所施設等)	施設名 (氏名)	
	所在地 (住所)	
解除・変更・再開の年月日		
停止・延長の期間		
担当児童福祉司		

様式第13号 (第6条の6関係)

(表)

(裏)

第 号

身 分 証 明 書

所属
職名
氏名

上記の者は、児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律第9条の規定による立入調査を行う職員であることを証明します。

年 月 日

金沢市長 印

(この欄には、児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律第9条の条文を記載すること。)

様式第14号 (第6条の7関係)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名 印
(届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

児 童 の 同 居 届 出 書

児童を同居させたので、児童福祉法第30条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

児童を同居させている者	氏 名		性別		生年月日		職業	
	住 所							
同居している親族及び同居人	氏 名	氏 名	生年月日	続柄	氏 名	生年月日	続柄	

同居している児童	氏 名		性別		生年月日		届出者との間柄	
	前 住 所							
	同居の理由				就学等の状況			
	親権者又は 後見人	氏 名		性別		生年月日		職業
	住 所					児童との続柄		
同居を始めた日			同居の予定期間					
児童の生活費の負担								
児童の受託の際の仲介人	氏 名		性別		生年月日		職業	
	住 所					児童との関係		
同居の児童を働かせている場合は、仕事の内容、労働条件等								

様式第15号 (第6条の7関係)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名 印
(届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

児童の同居解消届出書

児童の同居を解消したので、児童福祉法第30条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

同居していた児童	氏 名	
	生年月日	
同居の届出年月日		
同居をやめた年月日		
同居をやめた理由		

様式第16号 (第6条の8関係)

第 号
年 月 日

様

金沢市児童相談所
所長 印

一 時 保 護 通 知 書

児童福祉法第33条の規定により、次のとおり児童を一時保護したので通知します。

児 童	氏 名		性別	男・女	生年月日	
	住 所				年 齢	歳

保 護 者	氏 名			
	住 所		児童との続柄	
一 時 保 護 機 関 ・ 施 設	名 称			
	所 在 地			
一 時 保 護 開 始 日				
一 時 保 護 の 理 由				

備考 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立て・審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立て・審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て・審査請求に対する決定・裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第17号（第6条の8関係）

第 号
年 月 日

様

金沢市児童相談所
所長 印

一 時 保 護 解 除 通 知 書

児童福祉法第33条の規定による一時保護を次のとおり解除したので通知します。

児 童	氏 名		性別	男・女	生年月日	
	住 所				年 齢	歳
保 護 者	氏 名		児童との続柄			
	住 所					
一 時 保 護 機 関 ・ 施 設	名 称					
	所 在 地					
一 時 保 護 の 解 除 日						
一 時 保 護 の 解 除 理 由						

備考 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立て・審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立て・審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て・審査請求に対する決定・裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の金沢市児童福祉法施行細則（以下「旧児童福祉法施行細則」という。）別表第1の規定は、平成17年度に提供された指定居宅支援等に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。
- 3 旧児童福祉法施行細則別表第2の規定は、平成17年度に提供された指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定

については、なお従前の例による。

老人等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第45号

老人等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

老人等の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和45年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2号中「療養手帳」を「療育手帳」に改める。

第3条中「同条第5項」を「同条第6項」に改め、同条第1号中「条例第2条第1項第1号」の次に「及び第3号」を加え、同条第3号を削り、同条第4号中「様式第5号の2」を「様式第5号」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の3項を加える。

- 2 老人医療費受給者証、医療費受給者証又は資格証（以下「受給者証等」という。）の交付を受けた受給者又は養育者（以下「受給者証等所持者」という。）は、毎年度、市長が別に定める期間内に医療費受給資格現況届（様式第5号の2。以下「現況届」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、現況届によらないで受給者が医療費の助成を受けることができる者と確認できる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、現況届を受理したときは、これを審査し、医療費の助成を受けることができる者と確認したときは、当該現況届を提出した受給者証等所持者に対し、第1項に規定する書類を交付するものとする。
- 4 前項の規定は、第2項ただし書に規定する者について準用する。

第4条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第5条中「、同条第3項の規定による通知書所持者」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

第7条中「老人医療費受給者証、医療費受給者証又は資格証（以下「受給者証等」という。）の交付を受けた受給者又は養育者（以下「受給者証等所持者」という。）を「受給者証等所持者」に改める。

第9条中「又は通知書所持者」及び「又は通知書」を削る。

様式第1号その1中

生 年 月 日
年 月 日

を

生 年 月 日	申請者と	
年 月 日	の続柄	

に

改め、

*医療費の助成資格の認定に税関係情報の記録を調査する必要がある場合は、以下も記入してください。

を削る。

様式第4号（表）中

住 所	金沢市
	方

を

住 所	
-----	--

に、

「石川県 金沢市長」を「石川県金沢市長」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

（裏）

この欄には、注意事項等を記入すること。

様式第4号の2(表)中

	金沢市		
住 所		住 所	

を

に

改める。

様式第5号を削り、様式第5号の2を様式第5号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第5号の2(第3条関係)

その1

医療費受給資格現況届

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

印

受給者番号					
対象者	ふりがな 氏名		届出者との 続柄		生年月日 年 月 日
	住所				
加入健康保険	被保険者氏名		対象者との 続柄		住所
	保険種類	国保・政管・組合・日雇・船員・共済		記号・ 番号	
	保険者の名称			保険者番号	
手帳種別	身障手帳	年 月 日交付		第	号 級
	療育手帳	年 月 日交付		第	号
年 月 日					
(あて先) 金沢市長 医療費の助成資格の確認に必要な税関係情報の記録を市長が調査することに同意します。					
対 象 者	住 所				
	氏 名				印
配 偶 者	住 所				
	氏 名				印
扶 養 義 務 者	住 所				
	氏 名				印

その2

医療費受給資格現況届

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届 出 者 住 所
(母・父・養育者) 氏 名

印

受給資格証番号						
対 象 者	母・父	ふりがな 氏 名			生年月日	年 月 日
		住 所				
	児 童	ふりがな 氏 名		児 童	ふりがな 氏 名	
		住 所		児 童	住 所	
	児 童	ふりがな 氏 名		児 童	ふりがな 氏 名	
		住 所		児 童	住 所	
養 育 者	ふりがな 氏 名			生年月日	年 月 日	
	住 所					
年 月 日						
(あて先) 金沢市長 医療費の助成資格の確認に必要な税関係情報の記録を市長が調査することに同意します。						
届 出 者	住 所					
	氏 名 印					
配 偶 者	住 所					
	氏 名 印					
扶 養 義 務 者 (最も所得の多い方)	住 所					
	氏 名 印 届出者との続柄					

様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第5条関係)

その1

医療費助成金支給申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 印

医療費助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

受給者氏名		受給者番号	
手帳交付日	年 月 日	申請額	円
再交付日	年 月 日		

備考 医療費領収書を添付してください。

その2

医療費助成金支給申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 印

医療費助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

受給資格証番号		保険者番号	
ふりがな 受診者氏名		記号・番号	
受診者の 生年月日	年 月 日	申請者との 続柄	被保険者氏名

医療費助成の確認に必要な税関係情報の記録を市長が調査することに同意します。	氏名	印
---------------------------------------	----	---

処理欄	申請額	円	内訳	自己負担額	控除額		
				円	所定負担額	付加給付額	高額療養費
				円	円	円	円

備考

- 1 医療費領収書を添付してください。
- 2 処理欄は、記入しないでください。

附 則

- 1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。ただし、第2条の2の改正規定、第3条に3項を加える改正規定、第7条、様式第1号、様式第4号及び様式第4号の2の改正規定、様式第5号の2の次に1様式を加える改正規定並びに様式第6号の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第1号及び様式第6号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 平成18年7月31日以前に改正前の老人等の医療費の助成に関する条例施行規則第4条第3項に規定する通知書所持者に該当する者は、市長が別に定める期間内に改正後の同規則第3条第2項に規定する現況届を市長に提出しなければならない。

金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第46号

金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市老人福祉法施行細則（平成8年規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「施設」の次に「、サービスの拠点又は住居」を、「老人短期入所事業」の次に「、小規模多機能型居宅介護事業」を、「入所定員」の次に「、登録定員」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市障害児通園施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第47号

金沢市障害児通園施設条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市障害児通園施設条例施行規則（昭和53年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の11第5項に規定する居宅受給者証」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市身体障害者福祉法施行細則及び金沢市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第48号

金沢市身体障害者福祉法施行細則及び金沢市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
(金沢市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条の2から第2条の6までを削る。

第4条の2及び第4条の3を次のように改める。

第4条の2及び第4条の3 削除

第4条の4中「別表第3」を「別表第1」に改める。

第4条の5を次のように改める。

第4条の5 削除

第4条の6の見出しを「(支援費支給申請書・施設受給者証)」に改め、同条中「第17条の5第1項及び」を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、法第17条の11第2項の規定に基づき支給決定を行ったときは、当該支給決定を受けた身体障害者に対し、同条第5項で定めるところにより、身体障害者施設受給者証（様式第3号の2の2。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

第4条の7中「第13条第1項及び第3項並びに」を削る。

第4条の8中「第14条及び」を削る。

第4条の9及び第4条の10を削り、第4条の11中「様式第3号の7」を「様式第3号の5」に改め、同条を第4条の9とし、同条の次に次の3条を加える。

(利用者負担の額の特例)

第4条の10 法第17条の13の2に規定する市長が定める額は、当該施設支給決定身体障害者（法第17条の10第1項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）の家計に与える影響その他の事情をしん酌して、法第17条の10第2項第1号により算定した額に100分の10を下回る割合を乗じて得た額とする。

(高額施設訓練等支援費支給申請書)

第4条の11 省令第9条の28第1項の規定による申請は、高額施設訓練等支援費支給申請書（様式第3号の6）によるものとする。

（特定入所者食費等給付費支給申請書）

第4条の11の2 省令第9条の32第1項の規定による申請は、特定入所者食費等給付費支給申請書（様式第3号の7）によるものとする。

第4条の12第1項中「法第17条の17第1項及び」を削り、同条第2項中「法第17条の17第1項及び」及び「事業所又は」を削る。

第4条の13を次のように改める。

（変更届出書）

第4条の13 法第17条の27の規定による届出は、変更届出書（様式第3号の9）によるものとする。

第4条の15第1項中「指定事業者若しくは」、「第17条の20、」及び「事業者又は」を削り、同項第1号中「事業者の事業所又は」を削り、同項第2号中「事業者又は」及び「申請者又は」を削る。

第4条の16中「第17条の23及び」、「第17条の23各号及び」及び「事業者又は」を削り、同条第2号中「事業者の事業所又は」を削り、同条第3号中「事業者又は」及び「申請者又は」を削り、同条第4号中「事業の廃止若しくは」を削る。

第5条の見出し中「居宅介護」を「障害福祉サービス」に改め、同条中「身体障害者居宅支援（法第4条の2第1項）を「障害福祉サービス（法第18条第1項）に、「身体障害者居宅支援をいう」を「障害福祉サービスをいう。以下同じ」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

第8条の見出し及び同条第1項中「身体障害者居宅生活支援事業等開始届」を「身体障害者相談支援事業等開始届」に改め、同条第2項中「身体障害者居宅生活支援事業等変更届」を「身体障害者相談支援事業等変更届」に改め、同条第3項中「身体障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届」を「身体障害者相談支援事業等廃止（休止）届」に改める。

第9条第1項中「扶養義務者」を「扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）」に、「別表第6」を「別表第2」に改め、同条第2項第1号中「別表第2に定める額」を「当該障害福祉サービスに要した費用から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の額を控除して得た額」に改め、同項第2号中「第18条第3項」を「第18条第2項」に、「別表第4及び別表第5」を「別表第2」に改め、同項第3号中「第18条第2項及び第20条」を「第18条第3項」に、「別表第6に定める額」を「法第17条の10第2項第2号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 法第18条第4項の規定による行政措置に係る徴収金 別表第3に定める額

第10条第1項第1号中「第18条第3項」を「第18条第3項又は第4項」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条の4関係）

1 身体障害者更生施設支援

(1) 身体障害者更生施設支援費（1日につき）

ア 指定内部障害者更生施設以外の施設の場合

(ア) 入所による指定施設支援を行う場合

a 入所定員（通所による入所者の定員を除く。以下同じ。）が40人以下の場合

(a) 区分A 965単位

(b) 区分B 772単位

(c) 区分C 655単位

b 入所定員が41人以上60人以下の場合

(a) 区分A 689単位

(b) 区分B 531単位

(c) 区分C 402単位

c 入所定員が61人以上90人以下の場合

- (a) 区分A 643単位
- (b) 区分B 459単位
- (c) 区分C 324単位
- d 入所定員が91人以上の場合
 - (a) 区分A 570単位
 - (b) 区分B 395単位
 - (c) 区分C 296単位
- (イ) 通所による指定施設支援を行う場合
 - a 区分A 403単位
 - b 区分B 394単位
 - c 区分C 384単位
- イ 指定内部障害者更生施設の場合
 - (ア) 入所による指定施設支援を行う場合
 - a 入所定員が40人以下の場合
 - (a) 区分A 1,006単位
 - (b) 区分B 813単位
 - (c) 区分C 697単位
 - b 入所定員が41人以上60人以下の場合
 - (a) 区分A 730単位
 - (b) 区分B 572単位
 - (c) 区分C 443単位
 - c 入所定員が61人以上90人以下の場合
 - (a) 区分A 685単位
 - (b) 区分B 500単位
 - (c) 区分C 366単位
 - d 入所定員が91人以上の場合
 - (a) 区分A 611単位
 - (b) 区分B 437単位
 - (c) 区分C 338単位
 - (イ) 通所による指定施設支援を行う場合
 - a 区分A 403単位
 - b 区分B 394単位
 - c 区分C 384単位

注1 指定内部障害者更生施設（指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「指定施設支援基準」という。）第2条第1号二に規定する指定内部障害者更生施設をいう。以下同じ。）以外の指定身体障害者更生施設（指定施設支援基準第2条第1号に規定する指定身体障害者更生施設をいう。以下同じ。）又は指定内部障害者更生施設において、指定施設支援を行った場合に、入所者の身体障害程度区分（法第17条の10第4項に規定する身体障害程度区分をいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定身体障害者更生施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

注2 専ら当該指定身体障害者更生施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあっては、市長。以下同じ。）に届け出た指定身体障害者更生施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 入所定員が40人以下の場合 58単位
- (2) 入所定員が41人以上60人以下の場合 34単位
- (3) 入所定員が61人以上90人以下の場合 24単位
- (4) 入所定員が91人以上の場合 17単位

注3 区分Aに該当する者であつて、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する者（以下「重複障害者」という。）である入所者に対して、当該指定身体障害者更生施設の職務に従事する指定施設支援基準第4条第1項第2号、第5条第1項第2号、第6条第1項第2号又は第7条第1項第2号に掲げる従業者を、これらの規定に規定する員数に加えて、常勤換算方法（指定施設支援基準第2条第10号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。）で、入所による指定施設支援を受けている重複障害者である入所者の数又は通所による指定施設支援を受けている重複障害者である入所者の数を15で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者更生施設において、重度重複障害者加算として、入所による指定施設支援を行った場合は1日につき99単位を、通所による指定施設支援を行った場合は1日につき48単位を、それぞれ所定単位数に加算する。

注4 入所者（入所による指定施設支援を受けているものに限る。以下この注4において同じ。）が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

(1) 指定内部障害者更生施設以外の施設

- ア 入所定員が40人以下の場合 320単位
- イ 入所定員が41人以上60人以下の場合 320単位
- ウ 入所定員が61人以上90人以下の場合 276単位
- エ 入所定員が91人以上の場合 238単位

(2) 指定内部障害者更生施設の施設

- ア 入所定員が40人以下の場合 320単位
- イ 入所定員が41人以上60人以下の場合 320単位
- ウ 入所定員が61人以上90人以下の場合 280単位
- エ 入所定員が91人以上の場合 244単位

注5 指定身体障害者更生施設において指定施設支援を行った場合に、次の(1)又は(2)に掲げる指定施設支援の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる場合に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定する。

(1) 入所による指定施設支援 ア又はイのいずれかに該当する場合

- ア 指定身体障害者更生施設の3月間の入所者（入所による指定施設支援を受けているものに限る。イにおいて同じ。）の数の平均値が、入所定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる指定身体障害者更生施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当する場合
 - (ア) 入所定員が50人を超えない指定身体障害者更生施設 1日の入所者の数が、当該入所定員の数に100分の110を乗じて得た数を超える場合
 - (イ) 入所定員が50人を超える指定身体障害者更生施設 1日の入所者の数が、当該入所定員の数に当該入所定員の数から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えた数を加えて得た数を超える場合

(2) 通所による指定施設支援 ア又はイのいずれかに該当する場合

- ア 3月間の入所者（通所による指定施設支援を受けているものに限る。）の数の平均値が、通所による入所者の定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる指定身体障害者更生施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当する場合
 - (ア) 通所による入所者の定員が50人を超えない指定身体障害者更生施設 1日の通所による入所者の数が、当該通所による入所者の定員の数に100分の120を乗じて得た数を超える場合
 - (イ) 通所による入所者の定員が50人を超える指定身体障害者更生施設 1日の通所による入所者の数が、当該通所による入所者数の定員の数に当該通所による入所者の定員の数から50を控除した数に100分の10を乗じて得た数に10を加えた数を加えて得た数を超える場合

注6 当該指定身体障害者更生施設の1月間の入所による指定施設支援を受けている入所者の利用日数の合

計数又は通所による指定施設支援を受けている入所者の利用日数の合計数(以下「実利用延べ日数」という。)が、平成18年3月31日における当該指定身体障害者更生施設の入所定員又は通所による入所者の定員の数に、入所による指定施設支援を行う場合には30.4を、通所による指定施設支援を行う場合には22を乗じた数に100分の80を乗じて得た数(以下「加算算定基準数」という。)を超えない場合は、平成21年3月31日までの間は、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定身体障害者更生施設が、施設支給決定身体障害者から当該施設支給決定身体障害者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額(指定施設支援基準第2条第6号に規定する施設利用者負担額をいう。以下同じ。)として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合は、加算しない。

算式

(加算算定基準数 - 実利用延べ日数) × 0.8 (平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は0.7、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間は0.6とする。) × 当該指定身体障害者更生施設における区分Aの所定単位数 ÷ 実利用延べ日数

(2) 入所時特別支援加算

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、入所時特別支援加算として、入所による指定施設支援を行った場合は1日につき71単位を、通所による指定施設支援を行った場合は1日につき97単位を加算する。

(3) 退所時特別支援加算 2,097単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第2章第2節の規定により当該指定身体障害者更生施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

(4) 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 当該指定身体障害者更生施設が通所による入所者(共同生活援助(障害者自立支援法第5条第16項に規定する共同生活援助をいう。以下同じ。))を受けるものを除く。)から指定施設支援基準第15条の2第2項の規定により施設利用者負担額等の管理を依頼され、施設利用者負担額等の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

(5) 栄養管理体制加算

ア 管理栄養士配置加算

- (ア) 入所定員が41人以上60人以下の場合 24単位
- (イ) 入所定員が61人以上90人以下の場合 17単位
- (ウ) 入所定員が91人以上の場合 12単位

イ 栄養士配置加算

- (ア) 入所定員が41人以上60人以下の場合 22単位
- (イ) 入所定員が61人以上90人以下の場合 15単位
- (ウ) 入所定員が91人以上の場合 11単位

ウ その他栄養士配置加算

- (ア) 入所定員が41人以上60人以下の場合 12単位
- (イ) 入所定員が61人以上90人以下の場合 8単位
- (ウ) 入所定員が91人以上の場合 6単位

注1 アについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者更生施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 入所者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者

の栄養状態を定期的に記録していること。

(3) 入所者ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。

注2 イについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者更生施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

(1) 常勤の栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

注3 ウについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者更生施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

(1) 非常勤の栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

(6) 食事提供体制加算 42単位

注 令第13条第1項第2号から第4号までに掲げる施設支給決定身体障害者（以下「低所得者等」という。）に対して、当該指定身体障害者更生施設に従事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定身体障害者更生施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者更生施設において、通所による指定施設支援を行った場合は、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(7) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

平成18年3月31日において、現に視覚障害者又は聴覚・言語障害者の意思疎通に係る支援のため、指定施設支援基準第5条第1項第2号又は第6条第1項第2号に規定する職業指導員又は生活支援員を、これらの規定に規定する員数に加えて、常勤換算方法で1以上配置し、かつ、平成18年4月1日以後も引き続き当該職業指導員又は生活支援員を配置するものとして都道府県知事に届け出た指定視覚障害者更生施設又は指定聴覚・言語障害者更生施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、平成21年3月31日までの間、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

ア 入所定員が40人以下の場合 50単位

イ 入所定員が41人以上60人以下の場合 30単位

ウ 入所定員が61人以上90人以下の場合 18単位

エ 入所定員が91人以上の場合 13単位

2 身体障害者療護施設支援

(1) 身体障害者療護施設支援費（1日につき）

ア 入所による指定施設支援を行う場合

(ア) 入所定員が10人の場合

a 区分A 1,291単位

b 区分B 1,135単位

c 区分C 979単位

(イ) 入所定員が11人以上20人以下の場合

a 区分A 1,006単位

b 区分B 928単位

c 区分C 850単位

(ウ) 入所定員が30人以上40人以下の場合

a 区分A 1,431単位

b 区分B 1,294単位

c 区分C 1,157単位

(エ) 入所定員が41人以上60人以下の場合

a 区分A 1,105単位

b 区分B 1,023単位

c 区分C 939単位

(オ) 入所定員が61人以上90人以下の場合

a 区分A 1,084単位

- b 区分B 1,003単位
- c 区分C 907単位
- (カ) 入所定員が91人以上の場合
 - a 区分A 984単位
 - b 区分B 902単位
 - c 区分C 819単位
- イ 通所による指定施設支援を行う場合
 - (ア) 通所による入所者の定員が4人以下の場合
 - a 区分A 738単位
 - b 区分B 715単位
 - c 区分C 692単位
 - (イ) 通所による入所者の定員が5人以上10人以下の場合
 - a 区分A 1,226単位
 - b 区分B 1,216単位
 - c 区分C 1,207単位
 - (ウ) 通所による入所者の定員が11人以上20人以下の場合
 - a 区分A 871単位
 - b 区分B 866単位
 - c 区分C 861単位

注1 指定身体障害者療護施設（指定施設支援基準第2条第2号に規定する指定身体障害者療護施設をいう。以下同じ。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の身体障害程度区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定身体障害者療護施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

注2 専ら当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 入所定員が30人以上40人以下の場合 58単位
- (2) 入所定員が41人以上60人以下の場合 34単位
- (3) 入所定員が61人以上90人以下の場合 24単位
- (4) 入所定員が91人以上の場合 17単位

注3 区分Aに該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する指定施設支援基準第43条第1項第2号に掲げる従業者を、同号に規定する員数に加えて、常勤換算方法で、入所による指定施設支援を受けている重複障害者である入所者の数又は通所による指定施設支援を受けている重複障害者である入所者の数を15で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設において、重度重複障害者加算として、入所による指定施設支援を行った場合は1日につき99単位を、通所による指定施設支援を行った場合は1日につき48単位を、それぞれ所定単位数に加算する。

注4 医師により厚生労働大臣が定める基準（平成15年厚生労働省告示第39号）に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者又はこれに準ずる者である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、遷延性意識障害者加算として、1日につき31単位を所定単位数に加算する。

注5 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された者（以下「筋萎縮性側索硬化症等障害者」という。）である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、筋萎縮性側索硬化症等障害者加算として、1日につき63単位を所定単位数に加算する。

注6 筋萎縮性側索硬化症等障害者である入所者に対して、当該指定身体障害者療護施設の職務に月に2回以上従事する神経内科の診療に相当の経験を有する医師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、神経内科医加算として、1日につき44単位を所定単位数に加算する。

注7 筋萎縮性側索硬化症等障害者である入所者に対して、当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する

看護師を、指定施設支援基準第43条第1項第2号口に規定する員数に加えて、常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、看護師加算として、1日につき258単位を所定単位数に加算する。

注8 入所者（入所による指定施設支援を受けているものに限る。以下この注8において同じ。）が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

- (1) 入所定員が10人の場合 320単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 320単位
- (3) 入所定員が30人以上40人以下の場合 320単位
- (4) 入所定員が41人以上60人以下の場合 320単位
- (5) 入所定員が61人以上90人以下の場合 314単位
- (6) 入所定員が91人以上の場合 282単位

注9 指定身体障害者療護施設において指定施設支援を行った場合に、次の(1)又は(2)に掲げる指定施設支援の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる場合に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定する。

(1) 入所による指定施設支援 ア又はイのいずれかに該当する場合

ア 指定身体障害者療護施設の3月間の入所者（入所による指定施設支援を受けているものに限る。

イにおいて同じ。）の数の平均値が、入所定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる指定身体障害者療護施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当する場合

(ア) 入所定員が50人を超えない指定身体障害者療護施設 1日の入所者の数が、当該入所定員の数に100分の110を乗じて得た数を超える場合

(イ) 入所定員が50人を超える指定身体障害者療護施設 1日の入所者の数が、当該入所定員の数に当該入所定員の数から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えた数を加えて得た数を超える場合

(2) 通所による指定施設支援 ア又はイのいずれかに該当する場合

ア 3月間の入所者（通所による指定施設支援を受けているものに限る。）の数の平均値が、通所による入所者の定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる指定身体障害者療護施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当する場合

(ア) 通所による入所者の定員が50人を超えない指定身体障害者療護施設 1日の通所による入所者数が、当該通所による入所者の定員の数に当該通所による入所者の定員の数に100分の120を乗じて得た数を超える場合

(イ) 通所による入所者の定員の数が50人を超える指定身体障害者療護施設 1日の通所による入所者の数が、当該通所による入所者の定員の数に当該通所による入所者の定員の数から50を控除した数に100分の10を乗じて得た数に10を加えた数を加えて得た数を超える場合

注10 当該指定身体障害者療護施設の1月間の入所による指定施設支援を受けている入所者の実利用延べ日数又は通所による指定施設支援を受けている入所者の実利用延べ日数が、平成18年3月31日における当該指定身体障害者療護施設の加算算定基準数を超えない場合は、平成21年3月31日までの間は、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定身体障害者療護施設が、施設支給決定身体障害者から当該施設支給決定身体障害者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合は、加算しない。

算式

$(\text{加算算定基準数} - \text{実利用延べ日数}) \times 0.8$ （平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は0.7、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間は0.6とする。） \times 当該指定身体障害者療護施設における区分Aの所定単位数 \div 実利用延べ日数

(2) 入所時特別支援加算

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、入所時特別支援加算

として、入所による指定施設支援を行った場合は1日につき71単位を、通所による指定施設支援を行った場合は1日につき97単位を加算する。

(3) 退所時特別支援加算 2,097単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第3章第2節の規定により当該指定身体障害者療護施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

(4) 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 当該指定身体障害者療護施設が通所による入所者（共同生活援助を受けるものを除く。）から指定施設支援基準第47条において準用する指定施設支援基準第15条の2第2項の規定により施設利用者負担額等の管理を依頼され、施設利用者負担額等の管理を行った場合には、1日につき所定単位数を加算する。

(5) 栄養管理体制加算

ア 管理栄養士配置加算

(ア) 入所定員が41人以上60人以下の場合 24単位

(イ) 入所定員が61人以上90人以下の場合 17単位

(ウ) 入所定員が91人以上の場合 12単位

イ 栄養士配置加算

(ア) 入所定員が41人以上60人以下の場合 22単位

(イ) 入所定員が61人以上90人以下の場合 15単位

(ウ) 入所定員が91人以上の場合 11単位

ウ その他栄養士配置加算

(ア) 入所定員が41人以上60人以下の場合 12単位

(イ) 入所定員が61人以上90人以下の場合 8単位

(ウ) 入所定員が91人以上の場合 6単位

注1 アについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

(1) 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

(2) 入所者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

(3) 入所者ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。

注2 イについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

(1) 常勤の栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

注3 ウについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

(1) 非常勤の栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

(6) 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等に対して、当該指定身体障害者療護施設に従事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定身体障害者療護施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設において、通所による指定施設支援を行った場合は、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

3 身体障害者授産施設支援

- (1) 身体障害者授産施設支援費（1日につき）
- ア 指定特定身体障害者入所授産施設の場合
- (ア) 入所による指定施設支援を行う場合
- a 入所定員が40人以下の場合
- (a) 区分A 790単位
- (b) 区分B 630単位
- (c) 区分C 514単位
- b 入所定員が41人以上60人以下の場合
- (a) 区分A 543単位
- (b) 区分B 445単位
- (c) 区分C 335単位
- c 入所定員が61人以上90人以下の場合
- (a) 区分A 495単位
- (b) 区分B 381単位
- (c) 区分C 302単位
- d 入所定員が91人以上の場合
- (a) 区分A 407単位
- (b) 区分B 319単位
- (c) 区分C 249単位
- (イ) 通所による指定施設支援を行う場合
- a b以外の場合
- (a) 区分A 403単位
- (b) 区分B 394単位
- (c) 区分C 384単位
- b 分場において行う場合
- (a) 区分A 514単位
- (b) 区分B 475単位
- (c) 区分C 436単位
- イ 指定特定身体障害者通所授産施設の場合
- (ア) (イ)以外の場合
- a 通所による入所者の定員（分場に係る入所者の定員を除く。以下同じ。）が20人の場合
- (a) 区分A 693単位
- (b) 区分B 656単位
- (c) 区分C 579単位
- b 通所による入所者の定員が21人以上40人以下の場合
- (a) 区分A 543単位
- (b) 区分B 519単位
- (c) 区分C 494単位
- c 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合
- (a) 区分A 433単位
- (b) 区分B 418単位
- (c) 区分C 387単位
- d 通所による入所者の定員が61人以上の場合
- (a) 区分A 373単位
- (b) 区分B 362単位
- (c) 区分C 340単位
- (イ) 分場において行う場合
- a 区分A 514単位

b 区分B 475単位

c 区分C 436単位

注1 指定特定身体障害者入所授産施設（指定施設支援基準第2条第3号⁽¹⁾に規定する指定特定身体障害者入所授産施設をいう。）又は指定特定身体障害者通所授産施設（指定施設支援基準第2条第3号⁽²⁾に規定する指定特定身体障害者通所授産施設をいう。）（それぞれ指定施設支援基準第51条第1項に規定する分場を含む。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の身体障害程度区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定特定身体障害者授産施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

注2 区分Aに該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、当該指定特定身体障害者授産施設の職務に従事する指定施設支援基準第49条第1項第2号又は第50条第1項第2号に掲げる従業者を、これらの規定に規定する員数に加えて、常勤換算方法で、入所による指定施設支援を受けている重複障害者である入所者の数又は通所による指定施設支援を受けている重複障害者である入所者の数を15で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定身体障害者授産施設において、重度重複障害者加算として、入所による指定施設支援を行った場合は1日につき99単位を、通所による指定施設支援を行った場合は1日につき48単位を、それぞれ所定単位数に加算する。

注3 入所者（入所による指定施設支援を受けているものに限る。以下この注3において同じ。）が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

(1) 入所定員が40人以下の場合 320単位

(2) 入所定員が41人以上60人以下の場合 320単位

(3) 入所定員が61人以上90人以下の場合 274単位

(4) 入所定員が91人以上の場合 229単位

注4 指定特定身体障害者授産施設において指定施設支援を行った場合に、次の(1)又は(2)に掲げる指定施設支援の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる場合に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定する。

(1) 入所による指定施設支援 ア又はイのいずれかに該当する場合

ア 指定特定身体障害者入所授産施設の3月間の入所者（入所による指定施設支援を受けているものに限る。イにおいて同じ。）の数の平均値が、入所定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる指定特定身体障害者入所授産施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当する場合

(ア) 入所定員が50人を超えない指定特定身体障害者入所授産施設 1日の入所者の数が、当該入所定員の数に100分の110を乗じて得た数を超える場合

(イ) 入所定員が50人を超える指定特定身体障害者入所授産施設 1日の入所者の数が、当該入所定員の数に当該入所定員の数から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えた数を超えて得た数を超える場合

(2) 通所による指定施設支援 ア又はイのいずれかに該当する場合

ア 3月間の入所者（通所による指定施設支援を受けているものに限る。）の数の平均値が、通所による入所者の定員に100分の105を乗じて得た数を超える場合

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる指定特定身体障害者入所授産施設又は指定特定身体障害者通所授産施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当する場合

(ア) 通所による入所者の定員が50人を超えない指定特定身体障害者入所授産施設又は指定特定身体障害者通所授産施設 1日の通所による入所者数が、当該通所による入所者の定員の数に100分の120を乗じて得た数を超える場合

(イ) 通所による入所者の定員の数が50人を超える指定特定身体障害者入所授産施設又は指定特定身体障害者通所授産施設 1日の通所による入所者の数が、当該通所による入所者の定員の数に当該通所による入所者の定員の数から50を控除した数に100分の10を乗じて得た数に10を加えた数

を加えて得た数を超える場合

注5 当該指定特定身体障害者授産施設の1月間の入所による指定施設支援を受けている入所者の実利用延べ日数又は通所による指定施設支援を受けている入所者の実利用延べ日数が、平成18年3月31日における当該指定特定身体障害者授産施設の加算算定基準数を超えない場合は、平成21年3月31日までの間は、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定特定身体障害者授産施設が、施設支給決定身体障害者から当該施設支給決定身体障害者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合は、加算しない。

算式

(加算算定基準数 - 実利用延べ日数) × 0.8 (平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は0.7、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間は0.6とする。) × 当該指定特定身体障害者授産施設における区分Aの所定単位数 ÷ 実利用延べ日数

(2) 入所時特別支援加算

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、入所時特別支援加算として、入所による指定施設支援を行った場合は1日につき71単位を、通所による指定施設支援を行った場合は1日につき97単位を加算する。

(3) 退所時特別支援加算 2,097単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第4章第2節の規定により当該指定特定身体障害者授産施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

(4) 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 当該指定特定身体障害者授産施設が通所による入所者(共同生活援助を受けるものを除く。)から指定施設支援基準第59条において準用する指定施設支援基準第15条の2第2項の規定により施設利用者負担額等の管理を依頼され、施設利用者負担額等の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

(5) 栄養管理体制加算

ア 管理栄養士配置加算

- (ア) 入所定員が41人以上60人以下の場合 24単位
- (イ) 入所定員が61人以上90人以下の場合 17単位
- (ウ) 入所定員が91人以上の場合 12単位

イ 栄養士配置加算

- (ア) 入所定員が41人以上60人以下の場合 22単位
- (イ) 入所定員が61人以上90人以下の場合 15単位
- (ウ) 入所定員が91人以上の場合 11単位

ウ その他栄養士配置加算

- (ア) 入所定員が41人以上60人以下の場合 12単位
- (イ) 入所定員が61人以上90人以下の場合 8単位
- (ウ) 入所定員が91人以上の場合 6単位

注1 アについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定身体障害者入所授産施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 入所者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (3) 入所者ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。

注2 イについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定身体障害者入所授産施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 常勤の栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

注3 ウについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定身体障害者入所授産施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 非常勤の栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

(6) 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等に対して、当該指定特定身体障害者授産施設に従事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定特定身体障害者授産施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た指定特定身体障害者授産施設において、通所による指定施設支援を行った場合は、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(7) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

平成18年3月31日において、現に視覚障害者又は聴覚・言語障害者の意思疎通に係る支援のため、指定施設支援基準第49条第1項第2号に規定する職業指導員又は生活支援員を、同号に規定する員数に加えて、常勤換算方法で1名以上配置し、かつ、平成18年4月1日以後も引き続き当該職業指導員又は生活支援員を配置するものとして都道府県知事に届け出た指定特定身体障害者入所授産施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、平成21年3月31日までの間、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- ア 入所定員が40人以下の場合 50単位
- イ 入所定員が41人以上60人以下の場合 30単位
- ウ 入所定員が61人以上90人以下の場合 18単位
- エ 入所定員が91人以上の場合 13単位

摘要

- 1 指定施設支援に要する費用の額は、第1項第1号(注3を除く。)、第4号、第5号及び第7号、第2項第1号(注3から注7までを除く。)、第4号及び第5号又は第3項第1号(注2を除く。)、第4号、第5号及び第7号により算定する単位に厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第241号)に規定する単価を乗じて得た額に、第1項第1号(注3に限る。)、第2号、第3号及び第6号、第2項第1号(注3から注7までに限る。)、第2号、第3号及び第6号又は第3項第1号(注2に限る。)、第2号、第3号及び第6号により算定する単位に10円を乗じて得た額を加えた額とする。
- 2 前項の規定により指定施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表第2(第9条関係)

徴収基準額表

世帯階層区分			徴収基準月額	加算基準額
A階層		生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円	0円
B階層		市町村民税非課税世帯	1,100	220
C階層	1	所得税非課税世帯	2,250	450
	2	市町村民税所得割課税世帯	2,900	580
D階層	1	前年分の所得税4,800円以下	3,450	690
	2	" 4,801円～9,600円	3,800	760
	3	" 9,601円～16,800円	4,250	850
	4	" 16,801円～24,000円	4,700	940
	5	" 24,001円～32,400円	5,500	1,100
	6	" 32,401円～42,000円	6,250	1,250

7	"	42,001円～92,400円	8,100	1,620
8	"	92,401円～120,000円	9,350	1,870
9	"	120,001円～156,000円	11,550	2,310
10	"	156,001円～198,000円	13,750	2,750
11	"	198,001円～287,500円	17,850	3,570
12	"	287,501円～397,000円	22,000	4,400
13	"	397,001円～929,400円	26,150	5,230
14	"	929,401円～1,500,000円	40,350	8,070
15	"	1,500,001円～1,650,000円	42,500	8,500
16	"	1,650,001円～2,260,000円	51,450	10,290
17	"	2,260,001円～3,000,000円	61,250	12,250
18	"	3,000,001円～3,960,000円	71,900	14,380
19	"	3,960,001円以上	全額	次の徴収基準月額の10% ただし、その額が17,120円に満たない場合は、17,120円

備考

- 1 納入義務者（身体障害者又はその扶養義務者（主として身体障害者の生計を維持する者に限る。）をいう。）負担させるべき費用の額は、当該納入義務者の属する世帯の前年の所得税額等に応じて決定するものとする。
- 2 当該世帯の前年分（1月1日から6月30日にあつては前々年分）所得税額が3,960,000円以下である場合において、当該身体障害者が世帯主又は当該世帯における最多収入者であるときは、この表の規定にかかわらず、徴収基準月額に2分の1を乗じて得た額を徴収基準月額とする。
- 3 同一月内に同一世帯の2人以上の身体障害者につき補装具の交付等を行う場合には、当該各身体障害者につき、負担させるべき費用の額を決定するものとし、その額は、最初の者についてはこの表又は前項の徴収基準月額とし、2人目以降の者については、いずれも、この表の加算基準月額とする。
- 4 徴収基準月額又は加算基準月額が補装具の交付又は修理に要する費用の額を超えるときは、当該費用をもって徴収基準月額又は加算基準月額とする。
- 5 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 6 毎年度の徴収基準額表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

別表第3（第9条関係）

1 受給者が負担すべき費用の額

対象収入額等による階層区分		負担基準月額
1	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者	0円
2	1階層を除き、前年分の対象収入額の年額区分が次の額である者	0円～270,000円
3		270,001円～280,000円
4		280,001円～300,000円
5		300,001円～320,000円
6		320,001円～340,000円
7		340,001円～360,000円
8		360,001円～380,000円
9		380,001円～400,000円
10		400,001円～420,000円
11		420,001円～440,000円
12		440,001円～460,000円
13		460,001円～480,000円
14		480,001円～500,000円

15	500,001円～520,000円	19,100
16	520,001円～540,000円	20,800
17	540,001円～560,000円	22,500
18	560,001円～580,000円	24,100
19	580,001円～600,000円	25,800
20	600,001円～640,000円	27,500
21	640,001円～680,000円	30,800
22	680,001円～720,000円	34,100
23	720,001円以上	37,200

注1 進行性筋萎縮症者療養等給付の受給者の収入により算定される額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。

注2 この表において、「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

2 扶養義務者等が負担すべき費用の額

税 額 等 に よ る 階 層 区 分			負 担 基 準 月 額
A階層	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者		0円
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税の者		0
C階層	1	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税非課税の者	2,200
	2	当該年度分の市町村民税所得割課税の者	3,300
D階層	1	A階層及びB階層	0円～30,000円
	2	を除き、前年分の	30,001円～80,000円
	3	所得税課税の者で	80,001円～140,000円
	4	あって、その税額	140,001円～280,000円
	5	の年額区分が次の	280,001円～500,000円
	6	額であるもの	500,001円～800,000円
	7		800,001円～1,160,000円
	8		1,160,001円以上

注1 進行性筋萎縮症者療養等給付の受給者の扶養義務者（受給者と同一の世帯に属する者（受給者が20歳未満である場合にあっては、受給者の保護者）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。）の税額等により算出される額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。

注2 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。

注3 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3 負担上限月額

世帯による階層区分	負担上限月額
一般	37,200円
低所得2 (低所得1を除く。)	24,600
低所得1	15,000
生活保護	0

注1 この表において、「世帯」とは、受給者が属する住民基本台帳上の世帯を原則とする。ただし、受給者が住民基本台帳上同一の世帯に属する者（当該受給者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第23条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。）及び被扶養者（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による被扶養者をいう。）に該当しない場合（受給者が20歳未満のときを除く。）は、低所得2及び低所得1の規定の適用については、当該受給者と同一の世帯に属する者を、当該受給者と同一の世帯に属するその配偶者のみであることができる。

注2 この表において、「一般」とは、低所得2、低所得1及び生活保護に該当しない受給者をいう。

注3 この表において、「低所得2」とは、受給者が市町村民税世帯非課税者（受給者と同一の世帯に属する者が給付のあった月の属する年度（給付のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における受給者等をいう。以下同じ。）である者をいう。

注4 この表において、「低所得1」とは、受給者が市町村民税世帯非課税者であり、かつ、給付のあった月の属する年の前年（給付のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）、給付のあった月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び給付のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金等を合計した金額の合計額が800,000円以下である者をいう。

注5 この表において、「生活保護」とは、注1により同一の世帯に属する者と認められた世帯の中心者が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている世帯をいう。

摘要

- 1 法第18条第4項の規定による進行性筋萎縮症者療養等の給付に要する費用につき、当該受給者が負担すべき費用の額は第1項の表の規定により算定した額とし、当該受給者と同一の世帯に属する扶養義務者（当該受給者が20歳未満である場合にあっては、当該受給者の保護者。以下「当該扶養義務者等」という。）が負担すべき費用の額は第2項の表の規定により算定した額とする。
- 2 当分の間、前項の規定により算定された当該受給者の負担すべき額及び当該扶養義務者等が負担すべき額の合計額が第3項の表に掲げる世帯による階層区分に応じて設定される負担上限月額を超える場合には、当該負担上限月額を負担すべき額とする。この場合においては、第1項の規定により算定した額を当該受給者から徴収し、当該負担上限月額から当該受給者が負担すべき額を控除した額をもって当該扶養義務者等が負担すべき額とする。
- 3 月の途中で進行性筋萎縮症者療養等の給付が開始され、又は終了した場合には、当該月の当該受給者及び当該扶養義務者等が負担すべき額は、次の算式により算定した額とする。

算式

(この表により算定した額×当該月の入院日以降又は退院日以前の日数) / 当該月の日数

- 4 前3項の規定により算定した額が、進行性筋萎縮症者療養等の給付に要する費用の額を超える場合は、当該費用をもって当該受給者及び当該扶養義務者等が負担すべき額とする。
- 5 受給者及び当該扶養義務者等が負担すべき額を算定した場合について、その額に10円未満の端数があると

きは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

6 毎年度のこの表の摘要時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

様式第3号の2を次のように改める。

様式第3号の2(第4条の6関係)

施設訓練等支援費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

身体障害者福祉法に規定する施設訓練等支援費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			生年月日	年	月	日
	氏名	印					
	居住地						
支給申請に係る障害児氏名	フリガナ			生年月日	年	月	日
				続柄			
身体障害者手帳	級	療育手帳	A・B	精神障害者保健福祉手帳	級		

申請するサービスの種類等	サービス利用の状況	居宅サービス	利用中のサービスの種類と内容等				
		施設サービス	利用中の施設名等				
介護給付費・訓練等給付費	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援()・要介護 1 2 3 4 5		
		利用中のサービスの種類と内容等					
申請する支援の種類・内容							
種類	居宅介護	行動援護	児童デイサービス	短期入所			
	外出介護	障害者デイサービス	共同生活援助				
内容							
種類	身体障害者更生施設 (入所・通所)	身体障害者療護施設 (入所・通所)	身体障害者授産施設 (入所・通所)				
	知的障害者更生施設 (入所・通所)	知的障害者授産施設 (入所・通所)	知的障害者通勤寮				
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する福祉施設							
内容							

備考 該当する の中にレ印を付けてください。

(裏面に続く。)

申請する減免の種類	月額負担上限額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (該当するものに を付ける。いずれにも該当しない場合は空欄とすること。) 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの	
	個別減免に関する認定 下記のいずれにも該当するため、個別減免を申請します。 1 グループホーム入居者、施設入所者(注)(20歳以上) 2 一定の資産を有していないこと。 ア 預貯金等の額が350万円以下であること。 イ 不動産を所有していない(親族等が現に居住する不動産を除く。)。	
	特定入所者食費等給付費に関する認定 下記のいずれにも該当するため、特定入所者食費等給付費を申請します。 <20歳以上の方> 1 施設入所者(注)であること。(年令 歳) 2 市町村民税非課税世帯の者	
	<20歳未満の方> 1 施設入所者(注)であること。(年令 歳) 2 a) 上記 の区分のうち、1～3に該当する者 b) " 1～3に該当しない者	<20歳未満の方> (2は、該当するものに を付ける。) 1 施設入所者(注)であること。(年令 歳) 2 a) 上記 の区分のうち、1～3に該当する者 b) " 1～3に該当しない者
世帯範囲の特例	生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、特例補足給付)に関する認定 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置 特例補足給付)を申請します。	
	下記のいずれにも該当するため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。	

(注) 対象施設は、施設訓練等支援費の対象となる入所施設(身障療護、身障更生、身障授産、知的更生、知的授産)及び介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設)

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外(下の欄に記入)	
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所			

備考

- 1 該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 事実関係を確認できる書類を添付してください。

様式第3号の2の次に次の1様式を加える。

(一)

身体障害者施設受給者証	
受給者	番 号
	居 住 地
	フリガナ
	氏 名
	生年月日
交 付 年 月 日	年 月 日
支給市町村名及び印	

(二)

施設支給決定の内容				
施設支援の種類及び内容				
施設支給決定期間		年 月 日から 年 月 日まで		
身体障害程度区分		変更後の障害程度区分		市町村認印
		変 更 年 月 日	年 月 日	
利用者負担割合	1割	利用者負担上限月額	円	
			年 月 日から 年 月 日まで	
特定入所者食費等給付費		日額 円		
		年 月 日から 年 月 日まで		
特記事項				

- (注1) 支払額を証する領収書を添付してください。
 (注2) 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。
 (注3) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。
 高額施設訓練等支援費等を下記の口座に振り込んでください。

口座振替			銀行	本店
			信用金庫	支店
依頼欄	金融機関コード	店舗コード	預金種別	口座番号
			1 普通 2 当座 3 その他	
フリガナ				
口座名義人				

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外 (下の欄に記入)	
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所			

備考 該当する の中にレ印を付けてください。

様式第3号の7 (第4条の11の2関係)

特定入所者食費等給付費支給申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

身体障害者福祉法に規定する特定入所者食費等給付費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

フリガナ		確認番号	
申請者氏名 (特定入所者)	印	受給者	
生年月日	年 月 日	証番号	
居住地			
施設等の名称			
下記のいずれかの区分に該当するので申し出ます。 (該当するものに を付けること。) 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの			

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外 (下の欄に記入)	
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所			

備考

- 1 該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 必要書類を添付してください。

様式第3号の8中 「指定居宅支援事業所 指定申請書」を「指定施設支援施設指定申請書」に、
指定施設支援施設

「申請者 所在地」を「設置者 所在地」に、「指定居宅支援事業所（指定施設支援施設）」を「指定施設支援施設」に、

「事業所（施設）所在地市町村番号」を「施設所在地市町村番号」に、

申請者 (設置者)	を	設置者	に、
--------------	---	-----	----

指定を受けようとする事業所・施設の種類	フリガナ 名 称					
	フリガナ 施設の所在地					
	同一事業所（施設）において行う事業等					
	事業等の種類		指定申請をする事業等		様式	備考
			事業開始予定年月日			
	指定 居宅 支援	身体障害者居宅介護事業 (ホームヘルプ・ガイドヘルプ)	年 月 日	付表 1	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法又は介護保険法において、既に事業者（施設）指定を受けている場合、別紙にその事業所番号等を記載してください。	
		身体障害者デイサービス事業	年 月 日	付表 2		
	身体障害者短期入所事業 (ショートステイ)	年 月 日	付表 3			
指定 施設 支援	身体障害者更生施設	年 月 日	付表 5			
	身体障害者療護施設	年 月 日	付表 6			
	特定身体障害者授産施設	年 月 日	付表 7			

を

指定を受けようとする施設の種類の種類	フリガナ 名 称					
	フリガナ 施設の所在地					
	同一施設において行う事業等					
	施設の種類の種類		指定申請をする施設		様式	備考
			事業開始予定年月日			
	指定 施設 支援	身体障害者更生施設	年 月 日	付表 1	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法又は介護保険法において、既に施設指定を受けている場合、別紙にその事業所番号等を記載してください。	
		身体障害者療護施設	年 月 日	付表 2		
特定身体障害者授産施設		年 月 日	付表 3			

に

改め、同様式の備考第1項中「事業所（施設）」を「施設」に改め、同備考第4項中「事業等」を「施設」に、「事業に」を「施設に」に改める。

様式第3号の9を次のように改める。

様式第3号の9（第4条の13関係）

年 月 日

(あて先) 金沢市長

施設の設置者 所在地
 名 称
 代表者氏名 印

次のとおり指定を受けた内容を変更したので届け出ます。

		事業所番号																		
指定内容を変更した施設		名 称																		
		所 在 地																		
		サービスの種類																		
変更があった事項		変 更 の 内 容																		
1	施設の名称	(変更前)																		
2	施設の設置の場所																			
3	設置者の名称																			
4	主たる事務所の所在地																			
5	代表者の氏名及び住所																			
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書 又は条例等(当該指定に係る施設に関するものに限る。)	(変更後)																		
7	施設の平面図及び設備の概要																			
8	施設の管理者の氏名及び住所																			
9	運営規程																			
10	施設訓練等支援費の請求に関する事項																			
11	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容																			
変 更 年 月 日		年 月 日																		

備考

- 1 該当項目番号に を付けてください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください

様式第3号の10を削る。

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

様式第6号及び様式第7号 削除

様式第8号及び様式第9号中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に、

「身体障害者居宅生活支援事業
 身体障害者相談支援事業 を を 「身体障害者相談支援事業
 身体障害者生活訓練等事業」 に改め、
 身体障害者生活訓練等事業 」

身体障害者デイサービス事業・身体障害者短期入所事業の用に供する施設	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
	入所定員	

を削る。

様式第10号中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に、

「身体障害者居宅生活支援事業
 身体障害者相談支援事業 を を 「身体障害者相談支援事業
 身体障害者生活訓練等事業」 に改める。
 身体障害者生活訓練等事業 」

(金沢市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市知的障害者福祉法施行細則(平成8年規則第64号)の一部を次のように改める。

第1条の2及び第1条の3を次のように改める。

第1条の2及び第1条の3 削除

第1条の4中「別表第3」を「別表第1」に改める。

第1条の5を次のように改める。

第1条の5 削除

第1条の6の見出しを「(支援費支給申請書・施設受給者証)」に改め、同条中「第15条の6第1項及び」を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、法第15条の12第2項の規定に基づき支給決定を行ったときは、当該支給決定を受けた18歳以上の知的障害者に対し、同条第5項で定めるところにより、知的障害者施設受給者証(様式第1号の2。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

第1条の7中「第3条第1項及び第3項並びに」を削り、「様式第1号の2」を「様式第1号の2の2」に改める。

第1条の8中「第4条及び」を削る。

第1条の9及び第1条の10を削り、第1条の11中「様式第1号の6」を「様式第1号の4」に改め、同条を第1条の9とし、同条の次に次の3条を加える。

(利用者負担額の特例)

第1条の10 法第15条の14の2に規定する市長が定める額は、当該施設支給決定知的障害者(法第15条の11第1項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。)の家計に与える影響その他の事情をしん酌して、法第15条の11第2項第1号により算定した額に100分の10を下回る割合を乗じて得た額とする。

(高額施設訓練等支援費支給申請書)

第1条の11 省令第30条の4第1項の規定による申請は、高額施設訓練等支援費支給申請書(様式第1号の5)によるものとする。

(特定入所者食費等給付費支給申請書)

第1条の11の2 省令第30条の8第1項の規定による申請は、特定入所者食費等給付費申請書(様式第1号の6)によるものとする。

第1条の12第1項中「第15条の17第1項及び」を削り、同条第2項中「第15条の17第1項及び」及び「事業所又は」を削る。

第1条の13を次のように改める。

(変更届出書)

第1条の13 法第15条の27の規定による届出は、変更届出書(様式第1号の8)によるものとする。

第1条の14中「様式第1号の10」を「様式第1号の9」に改める。

第1条の15第1項中「指定事業者若しくは」、「第15条の20、」及び「事業者又は」を削り、同項第1号中「事業者の事業所又は」を削り、同項第2号中「事業者又は」及び「申請者又は」を削る。

第1条の16中「第15条の23及び」、「第15条の23各号及び」及び「事業者又は」を削り、同条第2号中「事業者の事業所又は」を削り、同条第3号中「事業者又は」及び「申請者又は」を削り、同条第4号中「事業の廃止若しくは」を削る。

第2条の見出し中「居宅介護」を「障害福祉サービス」に改め、同条第2項中「知的障害者居宅支援(法第4条第1項)を「障害福祉サービス(法第15条の32第1項)に、「知的障害者居宅支援」を「障害福祉サービス」に改め、同条第3項中「知的障害者居宅支援」を「障害福祉サービス」に改める。

第4条の見出し及び同条第1項中「知的障害者居宅生活支援事業等開始届」を「知的障害者相談支援事業開始届」に改め、同条第2項中「知的障害者居宅生活支援事業等変更届」を「知的障害者相談支援事業変更届」に改め、同条第3項中「知的障害者居宅生活支援事業等廃止(休止)届」を「知的障害者相談支援事業廃止(休止)届」に改める。

第5条第1項中「扶養義務者」を「扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)」に、同項第1号中「別表第2に定める額」を「当該障害福祉サービスに要した費用から障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条又は第30条の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練

等給付費の額を控除して得た額」に改め、同項第2号中「別表第4及び別表第5に定める額」を「法第15条の11第2項第2号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額」に改め、同項第3号中「別表第6」を「別表第2」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第1条の4関係）

1 知的障害者更生施設支援

(1) 知的障害者更生施設支援費（1日につき）

ア 指定知的障害者入所更生施設の場合

(ア) 入所による指定施設支援を行う場合

a 入所定員（通所による入所者の定員を除く。以下同じ。）が10人の場合

(a) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

i 区分A 595単位

ii 区分B 543単位

iii 区分C 491単位

(b) 当該施設が主たる施設であるとき

i 区分A 1,290単位

ii 区分B 1,238単位

iii 区分C 1,187単位

b 入所定員が11人以上20人以下の場合

(a) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

i 区分A 568単位

ii 区分B 542単位

iii 区分C 516単位

(b) 当該施設が主たる施設であるとき

i 区分A 876単位

ii 区分B 850単位

iii 区分C 824単位

c 入所定員が30人以上40人以下の場合

(a) 区分A 827単位

(b) 区分B 739単位

(c) 区分C 612単位

d 入所定員が41人以上60人以下の場合

(a) 区分A 778単位

(b) 区分B 692単位

(c) 区分C 531単位

e 入所定員が61人以上90人以下の場合

(a) 区分A 708単位

(b) 区分B 623単位

(c) 区分C 507単位

f 入所定員が91人以上の場合

(a) 区分A 637単位

(b) 区分B 545単位

(c) 区分C 448単位

(イ) 通所による指定施設支援を行う場合

a 区分A 551単位

b 区分B 514単位

c 区分C 477単位

イ 指定知的障害者通所更生施設の場合

(ア) (イ)以外の場合

a 通所による入所者の定員（分場に係る入所者の定員を除く。以下同じ。）が20人の場合

- (a) 区分A 899単位
- (b) 区分B 827単位
- (c) 区分C 719単位

b 通所による入所者の定員が21人以上40人以下の場合

- (a) 区分A 700単位
- (b) 区分B 652単位
- (c) 区分C 555単位

c 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合

- (a) 区分A 585単位
- (b) 区分B 557単位
- (c) 区分C 499単位

d 通所による入所者の定員が61人以上の場合

- (a) 区分A 497単位
- (b) 区分B 476単位
- (c) 区分C 435単位

(イ) 分場において行う場合

- a 区分A 551単位
- b 区分B 514単位
- c 区分C 477単位

注1 指定知的障害者入所更生施設（指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「指定施設支援基準」という。）第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設をいう。以下同じ。）又は指定知的障害者通所更生施設（指定施設支援基準第2条第1号ロに規定する指定知的障害者通所更生施設をいう。）（それぞれ指定施設支援基準第6条第1項に規定する分場を設置する施設にあっては、当該分場を含む。以下「指定知的障害者更生施設」という。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分（法第15条の11第4項に規定する知的障害程度区分をいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定知的障害者更生施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

注2 区分Aに該当する者であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。）又は精神障害（知的障害を除く。）のうち2以上の障害を有する者（以下「重複障害者」という。）である入所者に対して、当該指定知的障害者更生施設の職務に従事する指定施設支援基準第4条第1項第2号又は第5条第1項第2号に掲げる従業者を、これらの規定に規定する員数に加えて、常勤換算方法（指定施設支援基準第2条第10号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。）で、入所による指定施設支援を受けている重複障害者である入所者の数又は通所による指定施設支援を受けている重複障害者である入所者の数を15で除した数以上配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあっては、市長。以下同じ。）に届け出た指定知的障害者更生施設において、重度重複障害者加算として、入所による指定施設支援を行った場合は1日につき99単位を、通所による指定施設支援を行った場合は1日につき48単位を、それぞれ所定単位数に加算する。

注3 厚生労働大臣が定める者等（平成15年厚生労働省告示第40号。以下「厚生労働省告示第40号」という。）第2号に規定する基準に適合する強度の行動障害を有する者に対し、厚生労働省告示第40号第3号に規定する施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害者入所更生施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、強度行動障害者特別支援加算として、当該入所者の知的障害程度区分に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 区分A 481単位

(2) 区分B 565単位

(3) 区分C 722単位

注4 入所者（入所による指定施設支援を受けているものに限る。以下この注4において同じ。）が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

(1) 入所定員が10人の場合 320単位

(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 320単位

(3) 入所定員が30人以上40人以下の場合 320単位

(4) 入所定員が41人以上60人以下の場合 320単位

(5) 入所定員が61人以上90人以下の場合 288単位

(6) 入所定員が91人以上の場合 252単位

注5 指定知的障害者更生施設において指定施設支援を行った場合に、次の(1)又は(2)に掲げる指定施設支援の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる場合に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定する。

(1) 入所による指定施設支援 ア又はイのいずれかに該当する場合

ア 指定知的障害者入所更生施設の3月間の入所者（入所による指定施設支援を受けているものに限る。イにおいて同じ。）の数の平均値が、入所定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる指定知的障害者入所更生施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当する場合

(ア) 入所定員が50人を超えない指定知的障害者入所更生施設 1日の入所者の数が、当該入所定員の数に100分の110を乗じて得た数を超える場合

(イ) 入所定員が50人を超える指定知的障害者入所更生施設 1日の入所者の数が、当該入所定員の数に当該入所定員の数から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えた数を加えて得た数を超える場合

(2) 通所による指定施設支援 ア又はイのいずれかに該当する場合

ア 3月間の入所者（通所による指定施設支援を受けているものに限る。）の数の平均値が、通所による入所者の定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる指定知的障害者入所更生施設又は指定知的障害者通所更生施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当する場合

(ア) 通所による入所者の定員が50人を超えない指定知的障害者入所更生施設又は指定知的障害者通所更生施設 1日の通所による入所者の数が、当該通所による入所者の定員の数に100分の120を乗じて得た数を超える場合

(イ) 通所による入所者の定員の数が50人を超える指定知的障害者入所更生施設又は指定知的障害者通所更生施設 1日の通所による入所者の数が、当該通所による入所者の定員の数に当該通所による入所者の定員の数から50を控除した数に100分の10を乗じて得た数に10を加えた数を加えて得た数を超える場合

注6 当該指定知的障害者更生施設の1月間の入所による指定施設支援を受けている入所者の利用日数の合計数又は通所による指定施設支援を受けている入所者の利用日数の合計数（以下「実利用延べ日数」という。）が、平成18年3月31日における当該指定知的障害者更生施設の入所定員又は通所による入所者の定員の数に、入所による指定施設支援を行う場合には30.4を、通所による指定施設支援を行う場合には22を乗じた数に100分の80を乗じて得た数（以下「加算算定基準数」という。）を超えない場合は、平成21年3月31日までの間は、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定知的障害者更生施設が、施設支給決定知的障害者（法第15条の11第1項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。以下同じ。）から当該施設支給決定知的障害者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額（指定施設支援基準第2条第6号に規定する施設利用者負担額をいう。以下同じ。）として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合は、加算しない。

算式

(加算算定基準数 - 実利用延べ日数) × 0.8 (平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は0.7、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間は0.6とする。) × 当該指定知的障害者更生施設における区分Aの所定単位数 ÷ 実利用延べ日数

(2) 入所時特別支援加算

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、入所時特別支援加算として、入所による指定施設支援を行った場合は1日につき71単位を、通所による指定施設支援を行った場合は1日につき97単位を加算する。

(3) 退所時特別支援加算 2,097単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第2章第2節の規定により当該指定知的障害者更生施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービス、その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

(4) 自活訓練加算 (1日につき)

ア 自活訓練加算() 370単位

イ 自活訓練加算() 469単位

注1 指定知的障害者入所更生施設の管理者の意見に基づき、180日間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると市町村が認めた入所者に対し、厚生労働省告示第40号第4号に規定する施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害者入所更生施設において、厚生労働省告示第40号第5号に規定する基準に適合する自活に必要な訓練(注2及び注3において「自活訓練」という。)を行った場合に、当該入所者1人につき180日間を限度として所定単位数を加算する。

注2 アについてはイ以外の場合に、イについては自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する。

注3 同一の入所者について、同一の施設支給決定期間(法第15条の12第3項第1号に規定する期間をいう。以下同じ。)中1回(さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあつては、2回)を限度として加算する。

(5) 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 当該指定知的障害者更生施設が通所による入所者(共同生活援助(障害者自立支援法第5条第16項に規定する共同生活援助をいう。以下同じ。))を受けるものを除く。)から指定施設支援基準第16条の2第2項の規定により施設利用者負担額等の管理を依頼され、施設利用者負担額等の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

(6) 栄養管理体制加算

ア 指定知的障害者入所更生施設

(ア) 管理栄養士配置加算

a 入所定員が41人以上60人以下の場合 24単位

b 入所定員が61人以上90人以下の場合 17単位

c 入所定員が91人以上の場合 12単位

(イ) 栄養士配置加算

a 入所定員が41人以上60人以下の場合 22単位

b 入所定員が61人以上90人以下の場合 15単位

c 入所定員が91人以上の場合 11単位

(ウ) その他栄養士配置加算

a 入所定員が41人以上60人以下の場合 12単位

b 入所定員が61人以上90人以下の場合 8単位

c 入所定員が91人以上の場合 6単位

イ 指定知的障害者通所更生施設

(ア) 栄養士配置加算

a 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合 30単位

b 通所による入所者の定員が61人以上の場合 21単位

(イ) その他栄養士配置加算

a 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合 16単位

b 通所による入所者の定員が61人以上の場合 11単位

注1 ア(ア)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害者入所更生施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

(1) 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

(2) 入所者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

(3) 入所者ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。

注2 ア(イ)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害者入所更生施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

(1) 常勤の栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

注3 ア(ウ)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害者入所更生施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

(1) 非常勤の栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

注4 イ(ア)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た通所による入所者の定員が41人以上の社会福祉法人が設置する指定知的障害者通所更生施設について、平成21年3月31日までの間、1日につき通所による入所者の定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

(1) 平成18年3月31日において常勤の栄養士を1名以上配置し、かつ、平成18年4月1日以降も引き続き常勤の栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

注5 イ(イ)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た通所による入所者の定員が41人以上の社会福祉法人が設置する指定知的障害者通所更生施設について、平成21年3月31日までの間、1日につき通所による入所者の定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

(1) 平成18年3月31日において非常勤の栄養士を1名以上配置し、かつ、平成18年4月1日以降も引き続き非常勤の栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

(7) 食事提供体制加算 42単位

注 知的障害者福祉法施行令第3条第1項第2号から第4号までに掲げる施設支給決定知的障害者（以下「低所得者等」という。）に対して、当該指定知的障害者更生施設に従事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定知的障害者更生施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害者更生施設において、通所による指定施設支援を行った場合は、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 知的障害者授産施設支援

(1) 知的障害者授産施設支援費（1日につき）

ア 指定特定知的障害者入所授産施設の場合

(ア) 入所による指定施設支援を行う場合

a 入所定員が40人以下の場合

(a) 区分A 809単位

(b) 区分B 755単位

- (c) 区分C 665単位
- b 入所定員が41人以上60人以下の場合
 - (a) 区分A 702単位
 - (b) 区分B 659単位
 - (c) 区分C 572単位
- c 入所定員が61人以上90人以下の場合
 - (a) 区分A 606単位
 - (b) 区分B 583単位
 - (c) 区分C 521単位
- d 入所定員が91人以上の場合
 - (a) 区分A 543単位
 - (b) 区分B 506単位
 - (c) 区分C 446単位
- (イ) 通所による指定施設支援を行う場合
 - a 区分A 551単位
 - b 区分B 514単位
 - c 区分C 477単位
- イ 指定特定知的障害者通所授産施設の場合
 - (ア) (イ)以外の場合
 - a 通所による入所者の定員が20人の場合
 - (a) 区分A 939単位
 - (b) 区分B 865単位
 - (c) 区分C 791単位
 - b 通所による入所者の定員が21人以上40人以下の場合
 - (a) 区分A 727単位
 - (b) 区分B 677単位
 - (c) 区分C 628単位
 - c 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合
 - (a) 区分A 601単位
 - (b) 区分B 571単位
 - (c) 区分C 542単位
 - d 通所による入所者の定員が61人以上の場合
 - (a) 区分A 508単位
 - (b) 区分B 487単位
 - (c) 区分C 466単位
 - (イ) 分場において行う場合
 - a 区分A 551単位
 - b 区分B 514単位
 - c 区分C 477単位

注1 指定特定知的障害者入所授産施設（指定施設支援基準第2条第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設をいう。以下同じ。）又は指定特定知的障害者通所授産施設（指定施設支援基準第2条第2号ロに規定する指定特定知的障害者通所授産施設をいう。）（それぞれ指定施設支援基準第47条第1項に規定する分場を含む。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。以下同じ。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定特定知的障害者授産施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

注2 区分Aに該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、当該指定特定知的障害者授産施設の職務に従事する指定施設支援基準第45条第1項第2号又は第46条第1項第2号に掲げる従業者を、こ

これらの規定による員数に加えて、常勤換算方法で、入所による指定施設支援を受けている重複障害者である入所者の数又は通所による指定施設支援を受けている重複障害者である入所者の数を15で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定知的障害者授産施設において、重度重複障害者加算として、入所による指定施設支援を行った場合は1日につき99単位を、通所による指定施設支援を行った場合は1日につき48単位を、それぞれ所定単位数に加算する。

注3 入所者（入所による指定施設支援を受けているものに限る。以下この注3において同じ。）が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

- (1) 入所定員が40人以下の場合 320単位
- (2) 入所定員が41人以上60人以下の場合 320単位
- (3) 入所定員が61人以上90人以下の場合 283単位
- (4) 入所定員が91人以上の場合 246単位

注4 指定特定知的障害者授産施設において指定施設支援を行った場合に、次の(1)又は(2)に掲げる指定施設支援の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる場合に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定する。

(1) 入所による指定施設支援 ア又はイのいずれかに該当する場合

ア 指定特定知的障害者入所授産施設の3月間の入所者（入所による指定施設支援を受けているものに限る。イにおいて同じ。）の数の平均値が、入所定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる指定特定知的障害者入所授産施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当する場合

(ア) 入所定員が50人を超えない指定特定知的障害者入所授産施設 1日の入所者の数が、当該入所定員の数に100分の110を乗じて得た数を超える場合

(イ) 入所定員が50人を超える指定特定知的障害者入所授産施設 1日の入所者の数が、当該入所定員の数に当該入所定員の数から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えた数を加えて得た数を超える場合

(2) 通所による指定施設支援 ア又はイのいずれかに該当する場合

ア 3月間の入所者（通所による指定施設支援を受けているものに限る。）の数の平均値が、通所による入所者の定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる指定特定知的障害者入所授産施設又は指定特定知的障害者通所授産施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当する場合

(ア) 通所による入所者の定員が50人を超えない指定特定知的障害者入所授産施設又は指定特定知的障害者通所授産施設 1日の通所による入所者の数が、当該通所による入所者の定員の数に100分の120を乗じて得た数を超える場合

(イ) 通所による入所者の定員の数が50人を超える指定特定知的障害者入所授産施設又は指定特定知的障害者通所授産施設 1日の通所による入所者の数が、当該通所による入所者の定員の数に当該通所による入所者の定員の数から50を控除した数に100分の10を乗じて得た数に10を加えた数を加えて得た数を超える場合

注5 当該指定特定知的障害者授産施設の1月間の入所による指定施設支援を受けている入所者の実利用延べ日数又は通所による指定施設支援を受けている入所者の実利用延べ日数が、平成18年3月31日における当該指定特定知的障害者授産施設の加算算定基準数を超えない場合は、平成21年3月31日までの間は、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定特定知的障害者授産施設が、施設支給決定知的障害者から当該施設支給決定知的障害者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合は、加算しない。

算式

(加算算定基準数 - 実利用延べ日数) × 0.8 (平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は0.7、

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間は0.6とする。) × 当該指定特定知的障害者授産施設における区分Aの所定単位数 ÷ 実利用延べ日数

(2) 入所時特別支援加算

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、入所時特別支援加算として、入所による指定施設支援を行った場合は1日につき71単位を、通所による指定施設支援を行った場合は1日につき97単位を加算する。

(3) 退所時特別支援加算 2,097単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第3章第2節の規定により当該指定特定知的障害者授産施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

(4) 自活訓練加算 (1日につき)

ア 自活訓練加算() 370単位

イ 自活訓練加算() 469単位

注1 指定特定知的障害者入所授産施設の管理者の意見に基づき、180日間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると市町村が認めた入所者に対し、厚生労働省告示第40号第6号に規定する施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定知的障害者入所授産施設において、厚生労働省告示第40号第7号に規定する基準に適合する自活に必要な訓練(注2及び注3において「自活訓練」という。)を行った場合に、当該入所者1人につき180日間を限度として所定単位数を加算する。

注2 アについてはイ以外の場合に、イについては自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する。

注3 同一の入所者について、同一の施設支給決定期間中1回(さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあっては、2回)を限度として加算する。

(5) 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 当該指定特定知的障害者授産施設が通所による入所者(共同生活援助を受けるものを除く。)から指定施設支援基準第53条において準用する指定施設支援基準第16条の2第2項の規定により施設利用者負担額等の管理を依頼され、施設利用者負担額等の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

(6) 栄養管理体制加算

ア 指定特定知的障害者入所授産施設

(ア) 管理栄養士配置加算

a 入所定員が41人以上60人以下の場合 24単位

b 入所定員が61人以上90人以下の場合 17単位

c 入所定員が91人以上の場合 12単位

(イ) 栄養士配置加算

a 入所定員が41人以上60人以下の場合 22単位

b 入所定員が61人以上90人以下の場合 15単位

c 入所定員が91人以上の場合 11単位

(ウ) その他栄養士配置加算

a 入所定員が41人以上60人以下の場合 12単位

b 入所定員が61人以上90人以下の場合 8単位

c 入所定員が91人以上の場合 6単位

イ 指定特定知的障害者通所授産施設

(ア) 栄養士配置加算

- a 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合 30単位
- b 通所による入所者の定員が61人以上の場合 21単位

(イ) その他栄養士配置加算

- a 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合 16単位
- b 通所による入所者の定員が61人以上の場合 11単位

注1 ア(ア)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定知的障害者入所授産施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 入所者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (3) 入所者ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。

注2 ア(イ)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定知的障害者入所授産施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 常勤の栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

注3 ア(ウ)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定知的障害者入所授産施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 非常勤の栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

注4 イ(ア)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た通所による入所者の定員が41人以上の社会福祉法人が設置する指定特定知的障害者通所授産施設について、平成21年3月31日までの間、1日につき通所による入所者の定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 平成18年3月31日において常勤の栄養士を1名以上配置し、かつ、平成18年4月1日以降も引き続き常勤の栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

注5 イ(イ)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た通所による入所者の定員が41人以上の社会福祉法人が設置する指定特定知的障害者通所授産施設について、平成21年3月31日までの間、1日につき通所による入所者の定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 平成18年3月31日において非常勤の栄養士を1名以上配置し、かつ、平成18年4月1日以降も引き続き非常勤の栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

(7) 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等に対して、当該指定特定知的障害者授産施設に従事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定特定知的障害者授産施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た指定特定知的障害者授産施設において、通所による指定施設支援を行った場合は、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

3 知的障害者通勤寮支援

(1) 知的障害者通勤寮支援費(1日につき)

- ア 区分A 298単位
- イ 区分B 274単位
- ウ 区分C 251単位

注1 指定知的障害者通勤寮(指定施設支援基準第2条第3号に規定する指定知的障害者通勤寮をいう。以下同じ。)において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定知的障害者通勤寮の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

注2 入所者が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき122単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及

び最終日は、算定しない。

注3 次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定する。

(1) 指定知的障害者通勤寮の3月間の入所者の数の平均値が、入所定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合

(2) 次のア又はイに掲げる指定知的障害者通勤寮の区分に応じ、それぞれア又はイに該当する場合

ア 入所定員が50人を超えない指定知的障害者通勤寮 1日の入所者の数が、当該入所定員の数に100分の110を乗じて得た数を超える場合

イ 入所定員が50人を超える指定知的障害者通勤寮 1日の入所者の数が、当該入所定員の数に当該入所定員の数から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えた数を加えて得た数を超える場合

注4 当該指定知的障害者通勤寮の1月間の指定施設支援を受けている入所者の実利用延べ日数が、平成18年3月31日における当該指定知的障害者通勤寮の加算算定基準数を超えない場合は、平成21年3月31日までの間は、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定知的障害者通勤寮が、施設支給決定知的障害者から当該施設支給決定知的障害者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合は、加算しない。

算式

(加算算定基準数 - 実利用延べ日数) × 0.8 (平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は0.7、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間は0.6とする。) × 当該指定知的障害者通勤寮における区分Aの所定単位数 ÷ 実利用延べ日数

(2) 入所時特別支援加算

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、入所時特別支援加算として、指定施設支援を行った場合は1日につき71単位を加算する。

(3) 退所時特別支援加算 2,097単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第4章第2節の規定により当該指定知的障害者通勤寮に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。

(4) 食事提供体制加算 68単位

注 低所得者等に対して、当該指定知的障害者通勤寮に従事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定知的障害者通勤寮の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害者通勤寮において、指定施設支援を行った場合は、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

4 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設における指定施設支援

(1) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設支援費 (1日につき)

ア 入所による指定施設支援を行う場合

(ア) 区分A 615単位

(イ) 区分B 526単位

(ウ) 区分C 432単位

イ 通所による指定施設支援を行う場合

(ア) 区分A 532単位

(イ) 区分B 496単位

(ウ) 区分C 460単位

注1 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 (以下「のぞみの園が設置する施設」という。)において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分に応じて、それ

ぞれ所定単位数を算定する。

注2 区分Aに該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、のぞみの園が設置する施設の職務に従事する指定施設支援基準第4条第1項第2号又は第5条第1項第2号に掲げる従業者を、これらの規定に規定する員数に加えて、常勤換算方法で、入所による指定施設支援を受けている重複障害者である入所者の数又は通所による指定施設支援を受けている重複障害者である入所者の数を15で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出たのぞみの園が設置する施設において、重度重複障害者加算として、入所による指定施設支援を行った場合は1日につき99単位を、通所による指定施設支援を行った場合は1日につき48単位を、それぞれ所定単位数に加算する。

注3 厚生労働省告示第40号第8号に規定する基準に適合する強度の行動障害を有する者に対し、厚生労働省告示第40号第9号に規定する施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たのぞみの園が設置する施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、強度行動障害者特別支援加算として、当該入所者の知的障害程度区分に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 区分A 481単位
- (2) 区分B 565単位
- (3) 区分C 722単位

注4 入所者（入所による指定施設支援を受けているものに限る。以下この注4において同じ。）が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき243単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

注5 施設において指定施設支援を行った場合に、次の(1)又は(2)に掲げる指定施設支援の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる場合に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定する。

- (1) 入所による指定施設支援 ア又はイのいずれかに該当する場合

ア のぞみの園が設置する施設の3月間の入所者（入所による指定施設支援を受けているものに限る。

イにおいて同じ。）の数の平均値が、入所定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合

イ 1日の入所者の数が、当該入所定員の数に当該入所定員の数から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えた数を加えて得た数を超える場合

- (2) 通所による指定施設支援 ア又はイのいずれかに該当する場合

ア 3月間の入所者（通所による指定施設支援を受けているものに限る。）の数の平均値が、通所による入所者の定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合

イ 1日の通所による入所者数が、通所による入所者の定員の数に100分の120を乗じて得た数を超える場合

- (2) 入所時特別支援加算

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、入所時特別支援加算として、入所による支援を行った場合は1日につき71単位を、通所による支援を行った場合は1日につき97単位を加算する。

- (3) 退所時特別支援加算 2,097単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、のぞみの園が設置する施設の従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。

- (4) 自活訓練加算（1日につき）

ア 自活訓練加算（ ） 370単位

イ 自活訓練加算（ ） 469単位

注1 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の理事長の意見に基づき、180日間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると市町村が認めた入所者に対し、厚生労働省告示第40号第10号に規定する施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出て、厚生労働省告示第

40号第11号に規定する基準に適合する自活に必要な訓練(注2及び注3において「自活訓練」という。)を行った場合に、当該入所者1人につき180日間を限度として所定単位数を加算する。

注2 アについてはイ以外の場合に、イについては自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する。

注3 同一の入所者について、同一の施設支給決定期間中1回(さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあつては、2回)を限度として加算する。

(5) 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 のぞみの園が設置する施設が通所による入所者(共同生活援助を受けるものを除く。)から指定施設支援基準第16条の2第2項の規定により施設利用者負担額等の管理を依頼され、施設利用者負担額等の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

(6) 栄養管理体制加算

ア 管理栄養士配置加算 12単位

イ 栄養士配置加算 11単位

ウ その他栄養士配置加算 6単位

注1 アについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た場合に、1日につき所定単位数に加算する。

(1) 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

(2) 入所者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

(3) 入所者ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。

注2 イについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た場合に、1日につき所定単位数に加算する。

(1) 常勤の栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

注3 ウについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た場合に、1日につき所定単位数に加算する。

(1) 非常勤の栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

(7) 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等に対して、のぞみの園が設置する施設に従事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等のぞみの園が設置する施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出たのぞみの園が設置する施設において、通所による指定施設支援を行った場合は、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

摘要

1 指定施設支援に要する費用の額は、第1項第1号(注2及び注3を除く。)、第5号及び第6号、第2項第1号(注2を除く。)、第5号及び第6号、第3項第1号又は第4項第1号(注2及び注3を除く。)、第5号及び第6号により算定する単位に厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第241号)に規定する単価を乗じて得た額に、第1項第1号(注2及び注3に限る。)、第2号から第4号まで及び第7号、第2項第1号(注2に限る。)、第2号から第4号まで及び第7号、第3項第2号から第4号まで又は第4項第1号(注2及び注3に限る。)、第2号から第4号まで及び第7号により算定する単位に10円を乗じて得た額を加えた額とする。

2 前項の規定により指定施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表第2から別表第5までを削り、別表第6を別表第2とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第1条の6関係)

施設訓練等支援費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

知的障害者福祉法に規定する施設訓練等支援費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ 氏 名	印	生年月日	年	月	日
	居 住 地					
支給申請に係る 障害児氏名	フリガナ		生年月日	年	月	日
			続 柄			
身体障害者手帳	級	療育手帳	A・B	精神障害者保健福祉手帳	級	

申請するサービスの種類等	サービス利用の状況	居宅サービス	利用中のサービスの種類と内容等				
		施設サービス	利用中の施設名等				
		介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 () ・要介護 1 2 3 4 5	
	利用中のサービスの種類と内容等						
	介護給付費・訓練等給付費	申請する支援の種類・内容					
		種類	居宅介護	行動援護	児童デイサービス	短期入所	
			外出介護	障害者デイサービス	共同生活援助		
		種類	身体障害者更生施設 (入所・通所)	身体障害者療護施設 (入所・通所)	身体障害者授産施設 (入所・通所)		
	知的障害者更生施設 (入所・通所)		知的障害者授産施設 (入所・通所)	知的障害者通勤寮			
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する福祉施設						
内容							

備考 該当する の中にレ印を付けてください。

(裏面に続く。)

(一)

知的障害者施設受給者証	
受給者	番 号
	居 住 地
	フリガナ
	氏 名
	生年月日
交 付 年 月 日	年 月 日
支給市町村名及び印	

(二)

施設支給決定の内容			
施設支援の種類及び内容			
施設支給決定期間		年 月 日から 年 月 日まで	
知的障害程度区分	変更後の障害程度区分	年 月 日	市町村認印
	変 更	年 月 日	
利用者負担割合	1割	利用者負担上限月額	円
		年 月 日から 年 月 日まで	
特定入所者食費等給付費		日額	
		円	
		年 月 日から 年 月 日まで	
特記事項			

「^{居宅受給者証}知的障害者^{再交付申請書}」を「^{施設受給者証}施設受給者証^{再交付申請書}」に、

「性別 男・女 生年月日 年 月 日」を「生年月日 年 月 日」に、「^{居宅受給者証}の^{施設受給者証}」を「^{施設受給者証}の」に改める。

様式第1号の4及び様式第1号の5を削り、様式第1号の6中「第1条の11関係」を「第1条の9関係」に改め、同様式を様式第1号の4とし、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第1号の5 (第1条の11関係)

高額施設訓練等支援費支給申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

高額施設訓練等支援費の支給を受けたいので、関係書類を添えて、別のとおり申請します。

フリガナ			障害者自立支援法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 介護保険法による受給者又は被保険者の場合
申請者氏名	印	制度	受給者証番号又は被保険者証番号
生年月日	年 月 日		
居住地			
フリガナ	続柄		
支給決定に係る障害児氏名	生年月日		年 月 日
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額			申請に係るサービス利用月
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額			年 月分
支同一世帯に属する者他等の	氏名	生年月日	障害者自立支援法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 介護保険法による受給者又は被保険者の場合
			制度 受給者証番号又は被保険者証番号

- (注1) 支払額を証する領収書を添付してください。
- (注2) 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。
- (注3) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。
高額施設訓練等支援費等を下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼欄			銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
	金融機関コード	店舗コード	預金種別 1 普通 2 当座 3 その他	口座番号
フリガナ 口座名義人				

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外 (下の欄に記入)		
フリガナ		申請者との関係		
氏名				
住所				

備考 該当する の中にレ印を付けてください。

様式第1号の6 (第1条の11の2関係)

特定入所者食費等給付費支給申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

知的障害者福祉法に規定する特定入所者食費等給付費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

フリガナ		確認番号	
申請者氏名 (特定入所者)	印	受給者 証番号	
生年月日	年 月 日		
居住地			
施設等の名称			
下記のいずれかの区分に該当するので申し出ます。 (該当するものに を付けること。) 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの			

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外 (下の欄に記入)		
フリガナ		申請者との関係		
氏名				
住所				

備考

- 1 該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 必要書類を添付してください。

様式第1号の7中 「指定居宅支援事業所 指定申請書」 を「指定施設支援施設指定申請書」に、
指定施設支援施設

「申請者 所在地」を「設置者 所在地」に、「指定居宅支援事業所 (指定施設支援施設)」を「指定施設支援
(設置者) 名称」を「名称」

施設」に、「事業所 (施設) 所在地市町村番号」を「施設所在地市町村番号」に、

「申請者
(設置者)」を「設置者」に、

指定を受けようとする事業所・施設の種類の種類	フリガナ 名 称				
	フリガナ 施設の所在地				
同一事業所(施設)において行う事業等					
	事業等の種類	指定申請をする事業等 事業開始予定年月日	様式	備考	
指定 居宅 支援	知的障害者居宅介護事業 (ホームヘルプ・ガイドヘルプ)	年 月 日	付表1	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法又は介護保険法において、既に事業者(施設)指定を受けている場合、別紙にその事業所番号等を記載してください。	
	知的障害者デイサービス事業	年 月 日	付表2		
	知的障害者短期入所事業 (ショートステイ)	年 月 日	付表3		
	知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム)	年 月 日	付表4		
指定 施設 支援	知的障害者更生施設	年 月 日	付表8		
	知的障害者授産施設	年 月 日	付表9		
	知的障害者通勤寮	年 月 日	付表10		

を

指定を受けようとする施設の種類の種類	フリガナ 名 称				
	フリガナ 施設の所在地				
同一施設において行う事業等					
	施設の種類の種類	指定申請をする施設 事業開始予定年月日	様式	備考	
指定 施設 支援	知的障害者更生施設	年 月 日	付表1	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法又は介護保険法において、既に施設指定を受けている場合、別紙にその事業所番号等を記載してください。	
	知的障害者授産施設	年 月 日	付表2		
	知的障害者通勤寮	年 月 日	付表3		

に

改め、同様式の備考第1項中「事業所(施設)」を「施設」に改め、同備考第4項中「事業等」を「施設」に、「事業に」を「施設に」に改める。

様式第1号の8を次のように改める。

様式第1号の8(第1条の13関係)

変更届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

施設の設置者 所在地
名 称

次のとおり指定を受けた内容を変更したので届け出ます。

		事業所番号																		
指定内容を変更した施設		名 称																		
		所 在 地																		
		サービスの種類																		
変更があった事項		変更の内容																		
1	施設の名称	(変更前)																		
2	施設の設置の場所																			
3	設置者の名称																			
4	主たる事務所の所在地																			
5	代表者の氏名及び住所																			
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る施設に関するものに限る。)																			
7	施設の平面図及び設備の概要	(変更後)																		
8	施設の管理者の氏名及び住所																			
9	運営規程																			
10	施設訓練等支援費の請求に関する事項																			
11	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容																			
変 更 年 月 日		年 月 日																		

備考

- 1 該当項目番号に を付けてください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください

様式第1号の9を削り、様式第1号の10を様式第1号の9とする。

様式第6号中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に、

「知的障害者居宅生活支援事業」を「知的障害者相談支援事業」に改め、

開始しようとする事業	種 類		及び
	提供する便宜等の内容		

知的障害者デイサービス事業・知的障害者短期入所事業の用に供する施設	名 称		を削る。
	種 類		
	所 在 地		
	入所定員		

様式第7号中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に、

「知的障害者居宅生活支援事業」の を「知的障害者相談支援事業の」に改める。

様式第8号中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に、

「知的障害者居宅生活支援事業」に を「知的障害者相談支援事業に」に改め、

事業の種類	
事業の内容	

を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の金沢市身体障害者福祉法施行細則（以下「旧身体障害者福祉法施行細則」という。）別表第1の規定及び第2条の規定による改正前の金沢市知的障害者福祉法施行細則（以下「旧知的障害者福祉法施行細則」という。）別表第1の規定は、平成17年度に提供された指定居宅支援等に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。
- 3 旧身体障害者福祉法施行細則別表第2の規定及び旧知的障害者福祉法施行細則別表第2の規定は、平成17年度に提供された指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定については、なお従前の例による。
- 4 旧身体障害者福祉法施行細則別表第3の規定及び旧知的障害者福祉法施行細則別表第3の規定は、平成17年度に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。
- 5 旧身体障害者福祉法施行細則別表第4及び別表第5の規定並びに旧知的障害者福祉法施行細則別表第4及び別表第5の規定は、平成17年度に提供された指定施設支援に係る利用者負担の額の算定については、なお従前の例による。

金沢市基準該当居宅支援の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第49号

金沢市基準該当居宅支援の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市基準該当居宅支援の事業を行う者の登録等に関する規則（平成15年規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当障害福祉サービス」という。）の事業を行う者の登録に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法」を「法」に改める。

第3条の見出しを「(基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費等の支給)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

市長は、法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等（以下「支給決定障害者等」という。）が、基準該当障害福祉サービスの事業を行う者として本市の登録を受けた者（以下「基準該当事業者」という。）により行われる基準該当障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、法第30条第1項に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費（以下「特例介護給付費等」という。）を支給する。

2 特例介護給付費等の額は、当該基準該当障害福祉サービスについて法第30条第2項の厚生労働大臣が定める基準（基準該当障害福祉サービスに係る基準に限る。）により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用をいう。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額とする。以下「特例介護給付費等基準額」という。）の100分の90に相当する額とする。

第3条第3項中「基準該当居宅支援事業者」を「基準該当事業者」に、「居宅支給決定障害者等」を「支給決定障害者等」に、「基準該当居宅支援を」を「基準該当障害福祉サービスを」に、「基準該当居宅支援に」を「基準該当障害福祉サービスに」に、「特例居宅生活支援費」を「特例介護給付費等」に改め、同条第4項中「居宅支給決定障害者等」を「支給決定障害者等」に、「特例居宅生活支援費」を「特例介護給付費等」に改め、同条第5項中「基準該当居宅支援事業者は、基準該当居宅支援」を「基準該当事業者は、基準該当障害福祉サービス」に、「居宅支給決定

障害者等（その扶養義務者を含む。次項及び第8項において同じ。）を「支給決定障害者等」に改め、同条第6項中「基準該当居宅支援」を「基準該当障害福祉サービス」に、「居宅支給決定障害者等」を「支給決定障害者等」に、「特例居宅生活支援費」を「特例介護給付費等基準額」に改め、同条第7項及び第8項を次のように改める。

7 基準該当事業者は、特例介護給付費等の支払に関して、法第30条第2項の厚生労働大臣が定める基準（基準該当障害福祉サービスに係る基準に限る。）及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第56号。以下「指定障害福祉サービス基準省令」という。）に規定する基準該当障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（基準該当障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査を受けるものとする。

8 基準該当事業者は、その提供した基準該当障害福祉サービスについて、第3項の規定により、当該基準該当障害福祉サービスの利用者である支給決定障害者等に代わって特例介護給付費等の支払を受ける場合は、当該基準該当障害福祉サービスを提供した際に、当該支給決定障害者等から利用者負担額として、特例介護給付費等基準額から当該基準該当事業者に支払われる特例介護給付費等の額を控除して得られる額の支払を受けるものとする。

第3条第10項中「特例居宅生活支援費」を「特例介護給付費等」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「基準該当居宅支援事業者」を「基準該当事業者」に、「基準該当居宅支援に係る特例居宅生活支援費」を「基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費等」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 市長が法第31条の規定により基準該当障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めたと支給決定障害者等については、第2項中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

第4条（見出しを含む。）中「基準該当居宅支援の」を「基準該当障害福祉サービスの」に、「基準該当居宅支援事業所」を「基準該当事業所」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（登録の更新）

第4条の2 第3条第1項の登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第1項の登録の更新について準用する。

第5条の見出し中「居宅介護」の次に「又は行動援護」を加え、同条中「前条」を「第4条」に、「（身体障害者居宅介護、知的障害者居宅介護又は児童居宅介護をいう。以下同じ。）」を「又は行動援護」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前条の規定に基づき居宅介護又は行動援護に係る基準該当事業者の登録の更新を受けようとする者は、登録更新申請書（様式第2号の2）及び前項各号に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、当該申請に係る事業者が既に市長に提出している事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第6条の見出し中「デイサービス」を「児童デイサービス」に改め、同条中「デイサービス（身体障害者デイサービス、知的障害者デイサービス又は児童デイサービスをいう。以下同じ。）」を「児童デイサービス」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

第7条の見出し中「基準該当居宅支援事業者」を「基準該当事業者」に改め、同条第1項中「基準該当居宅支援事業者」を「基準該当事業者」に、「基準該当居宅支援の」を「基準該当障害福祉サービスの」に改め、同項第1号中「居宅介護」の次に「及び行動援護」を加え、「第5条第1号」を「第5条第1項第1号」に改め、同項第2号中「デイサービス」を「児童デイサービス」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同条第2項中「デイサービス」を「児童デイサービス」に改め、同条第3項中「基準該当居宅支援事業者」を「基準該当事業者」に、「基準該当居宅支援の」を「基準該当障害福祉サービスの」に改める。

第8条の見出し中「基準該当居宅支援事業者」を「基準該当事業者」に改め、同条中「基準該当居宅支援事業者」を「基準該当事業者に」に、「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停

止する」に改め、同条第1号中「基準該当居宅支援事業者」を「基準該当事業者」に、「指定居宅支援事業者等基準省令」を「指定障害福祉サービス基準省令」に改め、同条第2号中「基準該当居宅支援事業者」を「基準該当事業者」に、「指定居宅支援事業者等基準省令」を「指定障害福祉サービス基準省令」に、「基準該当居宅支援の」を「基準該当障害福祉サービスの」に改め、同条第3号中「特例居宅生活支援費」を「特例介護給付費等」に改め、同条第4号中「基準該当居宅支援事業者」を「基準該当事業者」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、基準該当事業者が、基準該当障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

第9条中「基準該当居宅支援事業所」を「基準該当事業所」に改める。

様式第1号中「特例居宅生活支援費」を「特例介護給付費等」に、「基準該当居宅支援事業所名」を「基準該当事業所名」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第5条、第6条関係)

基準該当事業所登録申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

基準該当事業所に係る登録を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ 名 称				
	フリガナ 主たる事務所の所在地				
	連 絡 先				
	法人である場合その種別			法人所轄庁	
代 表 者 の 職 ・ 氏 名	職名		フリガナ 氏 名		
フリガナ 代 表 者 の 住 所					
登 録 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 類	フリガナ 名 称				
	フリガナ 事 業 所 の 所 在 地				
	同一所在地において行う事業				
	事業の種類	登録申請をする事業 事業開始予定年月日		様式	備考
	居 宅 介 護	年 月 日		付表1	介護保険法において、既に事業者指定を受けている場合、別紙にその事業所番号等を記載してください。
行 動 援 護	年 月 日		付表2		
児童デイサービス事業	年 月 日		付表3		

備考

- 1 法人である場合その種別の欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。
- 2 法人所轄庁の欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

3 登録申請をする事業の欄には、今回申請をする事業に を付け、事業開始予定年月日を記載してください。
 様式第2号の次に次の1様式を加える。
 様式第2号の2 (第5条関係)

基準該当事業所登録更新申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 所 在 地
 名 称
 代表者氏名 印

基準該当事業所に係る登録の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ 名 称				
	フリガナ 主たる事務所の所在地				
	連 絡 先				
	法人である場合その種別			法人所轄庁	
	代表者の職・氏名	職名		フリガナ 氏 名	
	フリガナ 代表者の住所				
登 録 の 更 新 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 類	フリガナ 名 称				
	フリガナ 事業所の所在地				
	同一所在地において行う事業				
	事業の種類	登録更新申請をする事業 前回登録年月日		様式	備考
	居 宅 介 護	年 月 日		付表1	介護保険法において、既に事業者指定を受けている場合、別紙にその事業所番号等を記載してください。
	行 動 援 護	年 月 日		付表2	
児童デイサービス事業	年 月 日		付表3		

備考

- 1 法人である場合その種別の欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。
- 2 法人所轄庁の欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 登録更新申請をする事業の欄には、今回申請をする事業に を付け、前回登録年月日を記載してください。

様式第4号中 「現に基準該当居宅支援を受けていた者に対する措置（廃止・休止した場合のみ）」

を 「現に基準該当障害福祉サービスを受けていた者に対する措置（廃止・休止した場合のみ）」 に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において現に改正前の金沢市基準該当居宅支援の事業を行う者の登録等に関する規則（以下「旧規則」という。）第5条に規定する居宅介護に係る旧規則第3条第1項の登録を受けている者は、施行日に、改正後の金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則（以下「新規則」という。）第5条に規定する居宅介護に係る新規則第3条第1項の登録を受けたものとみなす。
- 3 施行日前に行われた旧規則第1条に規定する基準該当居宅支援に係る旧規則第3条第1項の規定による特例居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

平成18年(2006年)3月31日 印刷
平成18年(2006年)3月31日 発行

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄